

令和4年度第1回介護保険運営協議会

日時 令和4年6月1日(水)午後1時30分

場所 一関保健センター2階栄養指導室

次 第

委嘱状の交付

1 開 会

2 挨拶

3 審 議

(1) 協議事項

ア 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所設置候補者の選定について
(資料No.1)

イ 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の新規指定について
(資料No.2)

ウ 令和4年度指定地域密着型(介護予防)サービス事業所指導計画について
(資料No.3)

(2) 報告事項

ア 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所設置候補者の事前協議内容の変更について
(資料No.4)

イ 令和3年度地域包括支援センターの活動実績について
(資料No.5)

ウ 令和3年度地域ケア会議の開催実績について
(資料No.6)

エ 令和3年度認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動実績について
(資料No.7)

(3) その他

4 その他

5 閉 会

介護保険運営協議会及び運営部会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

	役員	地域	氏名		所属	選出規定	運営部会
1	会長	一関	寺崎 公二	男	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
2		花泉	吉原 睦	男	一関歯科医師会 副会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括 (部会長)
3		一関	中目 幸晴	男	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着 (部会長)
4		一関	鈴木 道明	男	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
5	副会長	一関	中澤 伸一	男	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
6		一関	佐藤 親幸	男	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
7		平泉町	佐藤 謙一	男	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着 (職務代理者)
8		一関	皆川 真琴	男	両磐地区介護支援専門員協議会 監事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括 (職務代理者)
9		一関	長澤 茂	男	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
10		一関	岩渕 松義	男	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	包括
11		一関	沼倉 恵子	女	一関市まちづくりスタッフバ ンク	第3条第1項第2号 (被保険者)	地域密着
12		川崎	千葉 博	男	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	包括
13		一関	佐藤 清子	女	一関市老人クラブ連合会 副 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	地域密着
14		川崎	佐々木 京子	女	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	包括
15		-	木村 博史	男	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	地域密着

参考：女性の比率：20% (3/15)

(順不同)

介護保険運営協議会及び運営部会職員

構成市町関係

職名	氏名	備考	運協	運営部会	
				地域密着	包括
介護保険担当参事	鈴木 伸一	一関市保健福祉部長	○		
介護福祉主幹	佐藤 和幸	一関市保健福祉部長寿社会課長	○		○
介護福祉主幹	穂積 千恵子	平泉町保健センター所長	○	○	

一関地区広域行政組合関係

職名	氏名	備考	運協	運営部会	
				地域密着	包括
事務局長	佐藤 正幸		○		
事務局次長兼介護保険課長	猪股 浩子		○	○	
介護保険課課長補佐兼介護保険総務係長	千葉 麻弥		○		○
介護保険課課長補佐兼認定調査係長	伊藤 晃		○		○
資格給付係長	里舘 弘美		○	○	
介護保険課主査	糸数 透		○	○	
介護保険課主事	菅原 裕太		○	○	
一関西部地域包括支援センター所長	高橋 恵		○		○
一関東部地域包括支援センター所長	小野寺 久美		○		○
さくらまち地域包括支援センター管理者	太田 真希子				○
はないずみ地域包括支援センター管理者	佐々木 紫				○
しぶたみ地域包括支援センター管理者	小野寺 理恵				○
ふじさわ地域包括支援センター管理者	畠山 あけみ				○
ひらいずみ地域包括支援センター管理者	千葉 礼子				○

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成 18 年 4 月 1 日

一関地区広域行政組合規則第 18 号

一部改正 平成 24 年 3 月 規則第 4 号

(設置)

第 1 条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成 18 年一関地区広域行政組合条例第 27 号）第 3 条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項に規定する地域密着型介護サービス費の額に関して審議すること。
- (4) 法第 54 条の 2 第 5 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第 78 条の 2 第 7 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第 78 条の 4 第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第 115 条の 12 第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して審議すること。
- (8) 法第 115 条の 14 第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターに関して審議すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者

- (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 各種団体等の関係者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、管理者が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条第3号から第9号まで掲げる事項について専門的調査及び研究を行うため、協議会に部会を置く。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

地域密着型サービス運営部会設置要領

(設置)

第1 一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、規則第2条第3号から第8号までに規定する事項について審議するため、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に地域密着型サービス運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

(運営部会の構成)

第2 運営部会の委員は規則第3条に規定する委員のうちから規則第4条第1項に規定する協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 運営部会に部会長1人を置き、運営部会に属する委員の互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの運営上必要と認める事項に関すること。

(会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、運営部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

(意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年6月27日から実施する。

地域包括支援センター運営部会設置要領

(設置)

第1 一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、規則第2条第9号に規定する事項について審議し、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に地域包括支援センター運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

(運営部会の構成)

第2 運営部会の委員は規則第3条に規定する委員のうちから規則第4条第1項に規定する協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 運営部会に部会長1人を置き、運営部会に属する委員の互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する事。

(2) センターの行う業務に係る方針に関する事。

(3) センターの運営に関する事。

(4) センターの職員の確保に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関する事。

(会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、運営部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

(意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年6月27日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所設置候補者の選定について

1 公募について

地域密着型サービスの設置候補者の公募について、第8期介護保険事業計画に基づき、令和4年度から令和5年度に整備する地域密着型サービスの設置候補者を下記のとおり募集した。

募集期間：令和4年2月18日から令和4年4月20日まで

応募事業者数：2事業者

【公募したサービスの種類、応募事業者数】

No.	サービスの種類	募集数	整備年度	応募数	事業者名
1	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1事業所 (29人)	令和4年度	応募なし	
2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	1事業所 (29人)	令和5年度	いわい砂鉄福祉会 心結会準備委員会	

2 選考委員会選考結果

◎令和4年5月13日（金）審査

番号	サービスの種類	募集数	応募事業者	規模	設置場所	面接審査	書類審査	合計	選考結果
2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	1事業所	いわい砂鉄福祉会	1事業所	千厩町清田	74 /108	59 /100	133 /208	合格 (1位)
			心結会準備委員会	1事業所	一関市殿美	54 /108	49 /100	103 /208	合格 (2位)

● 面接審査（選考基準1）

合否判断は、平均的な評価点数である54点（108点満点中）を合否判断の基準ラインとする。

- ・ 選考委員からヒアリング（質問）を行い、介護サービスへの理解度等を採点する平均的な評価点数である「普通」2点×27問＝54点を基準とする。

● 書類審査（選考基準2）

国の基準を満たした状態を基本（0点）とし、人員や設備面等でその基準を上回る場合に加点する。（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は100点満点）

- ・ 加点方式であり、0点以上で採択という基準点はなく、選考時の事業者の優劣を判断する際の基準となる。

注1) 基準ラインの点数を超える場合であっても、総合的に判断し設置候補者とし
ない場合がある。

注2) 複数の応募があった場合は、選考委員会の採点結果により順位を付け、設置候
補者を選考する。

3 応募法人の概要

□ 応募者情報 (1)

[応募者] 社会福祉法人いわい砂鉄福祉会 理事長 佐藤 義雄
事業所名 特別養護老人ホームリビングハウスきよた (サテライト型)
事業所所在地 一関市千厩町清田字境 171 番地 2

□ 法人概要

一関市大東町大原地内において、平成 30 年 3 月から地域密着型老人福祉施設入所者生活
介護を、平成 30 年 12 月から短期入所生活介護を運営している。

□ 特記事項

- ・ 建設地は廃校跡地の有効利用で、清田小学校跡地を賃借する予定であり、協議中
である。
- ・ サテライト型居住施設としての申請であるため、施設長、医師、栄養士、機能訓練
士、介護支援専門員は本体施設との兼務も可能。
- ・ 人員配置について、生活相談員 1 名、看護職員 1 名、介護職員 16 名 (3 ユニット
12 名 + 短期入所 4 名) が未定

□ 管内実施事業

[平成 30 年 3 月から]

- ・ 特別養護老人ホームリビングハウスおおはら

[平成 30 年 12 月から]

- ・ リビングハウスおおはら短期入所生活介護事業所

□ 応募者情報（2）

〔応募者〕 社会福祉法人心結会開設準備委員会

事業所名 地域密着型介護型特別養護老人ホーム 大桜の紀

事業所所在地 一関市巖美町字上ノ台 99 番

□ 法人概要

- ・ 社会福祉法人格取得に向け準備委員会を設置し、一関市保健福祉部長寿社会課と協議を進めている。
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設の運営経験はない。
- ・ 法人理事長は株式会社大亜建設（一関市萩荘）代表取締役。

□ 特記事項

- ・ 配属を予定している介護支援専門員の有効期間満了が平成 25 年 4 月 1 日であり、令和 4 年度中に更新を行う予定。
- ・ 人員配置について、介護職員 17 名、栄養士 1 名、宿直 3 名が未定。
- ・ 建設予定地は農業振興地域外。
- ・ 当該申請に係る資産の状況と事業実績書については、現在事業を行っていないため提出されていない。

□ 管内実施事業

なし

4 審査について

応募事業者から提出された事業計画について、書類審査及び面接審査（5月13日）を行い、選考基準1及び2により審査を行った。

面接審査については、学識経験者の東北福祉大学教授を含む4名の選考委員により、選考基準1について聞き取りを行い採点した。評価点数は、個々の選考委員が採点した結果の平均値を採用した。

書類審査については、当組合で定める基準条例を満たしていることを前提とし、更に事業の質の向上につながる施設内容等について、選考基準2により審査を行い採点した。以上の点数を基に、総合的に審査を行った。

<選考委員>

No.	所属	職名	氏名
1	東北福祉大学総合福祉学部	教授	都築 光一
2	県南広域振興局 保健福祉環境部 長寿社会課	課長	吉田 正（欠席）
3	一関地区広域行政組合 （一関市保健福祉部）	参事 （部長）	鈴木 伸一 （代）佐藤 和幸
4	一関地区広域行政組合 （平泉町保健センター）	介護福祉主幹 （所長）	穂積 千恵子
5	一関地区広域行政組合	事務局長	佐藤 正幸

5 設置候補者決定の選考基準について

設置候補者の選考にあたっては、サービスの種類ごとに行う。

● 面接審査（選考基準1） 54点（108点満点中）

（選考委員よりヒアリング（質問）を行い、介護サービスへの理解度等を採点する。平均的な評価点数である「普通」2点×27問＝54点を基準とする。）

● 書類審査（選考基準2）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 100点満点

※ 国の基準を満たした状態を基本（0点）とし、人員や設備面でその基準を上回る場合に配点する。基準ラインの点数を超える場合であっても、総合的に判断し設置候補者としがない場合がある。

6 選考経過について

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（令和5年度整備）

事業所の募集について、2事業所の応募があった。

審査の結果、以下の理由により「社会福祉法人いわい砂鉄福祉会」を設置候補者にふさわしいものとして採択とした。

【設置候補者とする事業者】

事業者名 社会福祉法人いわい砂鉄福祉会（理事長 佐藤 義雄）

事業所名 特別養護老人ホームリビングハウスきよた

◎ 設置候補者とする理由

- ・ 合否判断の基準点を上回る評価点となった。
- ・ 資金計画や人員配置計画に実現性がある。
- ・ 既に管内に介護サービス事業を展開しており、管内における貢献が期待できる。

◎ 計画の概要

- ・ 開所予定 令和6年3月1日
- ・ 利用定員 29名（3ユニット）
- ・ 従事者 管理者1名（常勤兼務1名）
医師1名（非常勤兼務1名）
生活相談員1名（常勤1名）
介護支援相談員（常勤兼務1名）
看護職員2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）
機能訓練指導員1名（常勤兼務1名）
介護職員（3ユニット＋短期入所生活介護）16名
（常勤専従11名、非常勤専従5名）

指定地域密着型（介護予防）サービス 面接審査（選考基準1）

サービス種類：地域密着型介護福祉施設入所者生活介護

審査日：5月13日（金）

【各項目の評価基準】

大変良い(十分な成果が期待できる)	4点
良い(一定の成果が期待できる)	3点
普通	2点
悪い(成果があまり期待できない)	1点
大変悪い(全く成果が期待できない)	0点

評価項目	評価のポイント	法人名:社会福祉法人 いわい砂鉄福祉会	法人名:社会福祉法人 心結会準備委員会
評価領域1 事業経営の理念	12点満点	8.75	7
1. 経営理念の成文化と公表	・介護保険制度の理念及び地域密着型サービスの趣旨を理解し、経営理念上に盛り込んでいるか。 ・経営理念について、対外的に公表しているか。	3	2.5
2. 経営理念の揭示と説明	・経営理念について、利用者、家族、利用希望者等に提示し、分かりやすく説明しているか。	3	2
3. 役員、職員等の共有	・経営理念を、役員、職員等と共有しているか。 ・役員、職員等と、定期的に経営理念の内容とその実現に関する話し合いが行われ、事業所の運営と実践に反映されているか。	2.75	2.5
評価領域2 地域との連携	8点満点	5.25	4.25
1. 地域住民、関係団体の理解等	・事業所の設置について、地域住民、関係団体への説明が行われ、事業所設置への理解が得られているか。 ・地域住民やボランティア等との交流・協力活動が行われているか。またはその予定があるか。 ・保育所、学校等との交流、福祉学習、実習の受け入れが行われているか。またはその予定があるか。	2.75	2
2. 利用者の普通の暮らしの継続	・事業所内だけでなく近隣地域全体をケアの場として、利用者の普通の暮らしの継続を図るか。 ・家族や知人・友人等の訪問が日常的に行われ、それまでのつながりが維持されるように努めるか。	2.5	2.25
評価領域3 多機能性	8点満点	5.25	4.5
1. 利用者及び地域の様々な福祉ニーズへの対応	・家族会の設置など、家族や介護者支援のための具体的な活動計画があるか。 ・地域に向けた介護相談支援機能を有したり、地域の交流の場を備えるなど、地域の様々な福祉ニーズを受け止められる機能を整備するか。	2.25	2.25
2. 利用者の自己実現を図る支援	・利用者の能力や生活の満足度を高めるための、選択可能な複数のプログラムが提供されるか。またはその予定があるか。 ・利用者の希望に応じて、「プログラムに参加しない」選択も可能になっているか。 ・利用者がサービスの受け手に留まることなく、役割を担うことが可能になっているか。	3	2.25
評価領域4 サービスの質の確保	16点満点	10.75	7.75
1. 職員の体制	・有資格者や介護職員が不足しているが確実に職員を確保できるか。 ・職員の体制は、国基準を超えた十分な配置(人数、専任常勤雇用)となるか。 ・研修、休暇等の場合も十分な職員を配置できる補佐体制が整備されるか。	3	2
2. 職員の資質・力量・姿勢	・その人の個性を活かす介護に対応できる知識・経験を有する職員が配置されているか。 ・認知症ケアに関する知識・経験を有する職員が配置されているか。 ・職員の資質向上のための事業所内研修、業務上の実践トレーニング、外部研修への派遣及び自己研修の支援が計画的に取り組まれているか。またはその予定があるか。	3.25	2
3. サービスの自己評価	・1年に1回以上、職員全員による自己評価が実施されているか。またはその予定があるか。 ・評価の結果を事業所の活動に反映させているか。またはその予定があるか。	2.25	1.75
4. サービスの情報提供	・利用者や家族等に対して、サービスの情報を適切に提供するか。 ・事業所の情報を、行政や関係機関等に提供するか。	2.25	2

指定地域密着型（介護予防）サービス 面接審査（選考基準1）

サービス種類：地域密着型介護福祉施設入所者生活介護

審査日：5月13日（金）

【各項目の評価基準】

大変良い(十分な成果が期待できる)	4点
良い(一定の成果が期待できる)	3点
普通	2点
悪い(成果があまり期待できない)	1点
大変悪い(全く成果が期待できない)	0点

評価項目	評価のポイント	法人名:社会福祉法人 いわい砂鉄福祉社会	法人名:社会福祉法人 心結会準備委員会
評価領域5 利用者の尊厳と権利の擁護	12点満点	8.25	5.75
1. 苦情や要望への対応	・利用者や家族等からの苦情や要望に対して、誠意を尽くした対応をとれるか。 ・対応体制が整備され、利用者等に周知されているか。	3	2
2. プライバシー及び個人情報の保護	・利用者や家族等のプライバシー及び個人情報について、適正に保護しているか。 ・マニュアル等は整備されているか。 ・意思表示能力が十分でない利用者に対し、適切な対応をとれるか。	2.75	1.75
3. 認知症等利用者の意思決定支援	・認知症等の症状がある利用者の意思決定支援を適切に行えるか。 ・成年後見制度について、活用できる知識を持っているか。	2.5	2
評価領域6 利用者の安全の確保	12点満点	8.5	6.25
1. 事故・緊急時の対応マニュアルの整備	・事故の予防を含む対応マニュアルが作成され、職員に周知されているか。 ・事故・緊急時の円滑な対応を図るための実地訓練が実施されているか。 ・始業時、終業時の点検など、日常的な事故防止活動が徹底されているか。 ・事故・緊急時の家族等への連絡・報告が確実に行われる体制となっているか。	3	2
2. 事故・緊急時の関係機関との連携・協力体制	・避難、救急に関する関係機関との連携・協力体制が整備されているか。 ・利用者のかかりつけ医が把握され、適宜情報交換が行われているか。 またはその予定があるか。	2.75	2.25
3. 災害時の対応・利用者の避難の方法	・非常災害対策計画について作成され、職員に周知されているか。 ・事業所の立地環境や建物構造を勘案し、利用者の適切な方法について、具体的に想定できているか。	2.75	2
評価領域7 経営体制の整備	16点満点	11.25	5.5
1. 役員会等の構成	・役員会は、認知症ケアに関する知見と社会福祉に対する深い理解を有し、法人の経営に責任を負う者の構成となっているか。 ・認知症ケアに関する役員研修等の定期的な実施や、外部研修への派遣が行われているか。 ・名目的な役員就任ではなく、実質的な経営参画が行われているか。	3	2.25
2. 事業所開設のニーズ	・圏域内におけるニーズを的確に把握しており、事業開始後早い段階で安定した経営に移行できるか。 ・指定後速やかに利用者を確保する取組みが検討されているか。	2.75	1.5
3. 料金の設定	・月額利用料及び入居一時金が、管内の一般的な高齢者にとって適当な水準となっているか。 ・管内同種の事業所に比較し、著しく高額となっていないか。	2.75	0.75
4. 安定経営の確保	・資金計画に無理はないか、また過大な計画となっていないか。 ・資金計画に見合った事業計画となっているか。	2.75	1
評価領域8 立地環境・建物整備	16点満点	10.25	9.25
1. 事業所の立地環境	・立地は住宅地域の中となっているか。住宅地域から離れている場合であっても、概ね1km以内の距離にあるか。 ・事業所周辺の安全対策や事業所を認識しやすくする工夫など、利用者の外出を促す工夫が施されているか。	2.75	2.25
2. 事業所の設備構造	・利用者が使いやすく、家庭的な雰囲気の建物構造となっているか。 ・利用者や家族、近隣の人等が気軽に安心して出入りができるように、玄関や建物周囲の工夫をしているか。	2.5	2.25
3. 避難経路の確保	・全ての居室から、自力歩行や車イスを問わず、安全に非難が可能な経路が複数用意されているか。	2.25	2.25
4. 駐車場の確保	・地域との連携や家族との交流のための駐車場が必要数確保されているか。	2.75	2.5

指定地域密着型（介護予防）サービス 面接審査（選考基準 1）
 サービス種類：地域密着型介護福祉施設入所者生活介護

審査日：5月13日（金）

【各項目の評価基準】

大変良い(十分な成果が期待できる)	4点
良い(一定の成果が期待できる)	3点
普通	2点
悪い(成果があまり期待できない)	1点
大変悪い(全く成果が期待できない)	0点

評価項目	評価のポイント	法人名:社会福祉法人 いわい砂鉄福祉会	法人名:社会福祉法人 心結会準備委員会
評価領域9 管内における貢献度	8点満点	5.75	3.75
1. 管内に法人の本店及び介護保険事業所を有していること	・管内に本店を置き、管内市町に貢献してきた法人か。 ・管内に介護保険事業所を有し、管内の福祉の向上に貢献してきたか。	3	1.25
2. 地元からの雇用	・今回の事業所の開設に関連し、管内住民の新規雇用を予定しているか。	2.75	2.5
合 計		74	54

1 評価項目

評価項目	社会福祉法人 いらい砂鉄福祉会	特記事項	社会福祉法人 心結会準備委員会	特記事項	地域密着型 介護老人 福祉施設 (満点)
評価領域1 設置主体について	25		0		25
(1)運営実績について(①、②のいずれか)					
①申請サービス事業所の運営実績が3年以上あること	10		0		10
②申請サービス事業所の運営実績(1年以上3年未満)または、対象サービス事業所のいずれかの運営実績(1年以上)があること。 ※対象サービス事業所:地域密着型、特養、老健、特定施設	0		0		5
(2)資産状況について 最新の貸借対照表またはこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと。	10		0		10
(3)収支状況について 最新の損益計算書またはこれに準ずる書類において、収支が黒字になっていること。	5		0		5
評価領域2 人員配置について	8		12		24
(1)管理者について 申請サービス事業所での管理者経験が2年以上(同一事業所で継続して1年以上必須)ある者を配置すること。 ※2ユニットのGHはいずれかの管理者が、地域密着型介護老人福祉施設は管理者が特養運営経験者であれば加算。	0		0		4
(2)介護支援専門員(計画作成担当者)について					
①介護支援専門員(計画作成担当者)経験が1年以上ある者を配置すること。	4	4年2か月	4	5年	4
②常勤かつ専従であること。 (③GH2ユニットの場合、介護支援専門員を2名配置すること。)	0		4		4
(3)オペレーターについて 常駐のオペレーターを配置すること。	-		-		-
(4)介護従事者について 常勤専従の介護職員または看護職員として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、ヘルパー1級の資格を有している者を配置すること。 ※有資格者3名以上、地域密着型介護老人福祉施設は看護職員との合計数が2/3以上で加算。	0		0		4
(5)看護師について 常勤の看護師を配置すること。 ※小規模多機能型、地域密着型介護老人福祉施設及び複合型は「かつ専従」で加算。	4		4		4
(6)機能訓練指導員の配置について 常勤専従の機能訓練指導員を配置すること。 ※定期巡回・随時対応型の場合は、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士。	0		0		2
(7)栄養士の配置について 常勤専従の栄養士を配置すること。	0		0		2
評価領域3 建築計画について	21		24		30
(1)事業用地の確保について 事業用地が確保されていること。	3		3		3
(2)建築物の構造について					
①平屋建てであること。			4		4
②全室が個室で、ユニット型の構造であること	8		8		8
(3)居室の広さについて 全ての居室に収納スペースがあり、収納、トイレ、洗面台を除く面積が内法で一定以上確保されていること。 ※小規模多機能型、GH及び複合型は9.9㎡。地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設は13.2㎡。介護老人福祉施設は洗面台面積を含んでも可。	0		0		3
(4)洗面台について 全ての居室に、歯磨き・洗面などを行える洗面台が確保されていること。	3		3		3

1 評価項目

評価項目	社会福祉法人 いわい砂鉄福祉会	特記事項	社会福祉法人 心結会準備委員会	特記事項	地域密着型 介護老人 福祉施設 (満点)
(5)トイレについて(①～③のいずれか)					
①全ての居室にトイレが設けられていること。	0		0		3
②トイレが設けられていない居室があるが、居室以外の場所に、一定以上のトイレが分散して設置されていること。	0		0		2
※ 小規模多機能型、GH及び複合型は4ヶ所。特定施設、介護老人福祉施設は14ヶ所。					
③トイレが設けられていない居室があるが、居室以外の場所に、一定以上のトイレが分散して設置されていること。	1		0		1
※ 小規模多機能型、GH及び複合型は3ヶ所。特定施設、介護老人福祉施設は9ヶ所。					
(6)共同生活室(食堂、居間等)について					
①共同生活室に手洗い設備があること。	3		3		3
②利用者の見守りが可能な対面式のキッチンとなっていること。	-		-		-
(7)廊下幅について					
廊下幅は1.8メートル以上であること。	3		3		3
評価領域4 サービス形態について	0		8		8
(1)交流スペースの設置					
必要設備以外に、地域交流スペース等となる部屋(床面積は「3㎡×利用定員」以上)を設置していること。	0	約69㎡	8	160㎡	8
(2)介護予防について					
申請サービス事業所において、介護予防の指定も併せて受ける。	-		-		-
評価領域5 施設周辺の環境について	5		5		13
(1)施設周辺の環境(①、②のいずれか)					
①半径100m以内に概ね30戸以上の民家がある住宅地に整備されること。	0		0		8
②半径100m以内に概ね20戸以上の民家がある住宅地に整備されること。	0		0		4
(2)交通の利便性					
最寄りの公共交通機関から事業所までの道路延長が1km未満であること。	5		5		5

2 減点項目

評価領域6 設置主体の地域密着型サービス事業所の継続状況について	0		0		△10
(1)過去の廃止、辞退について					
3年以内に管内地域密着型サービス事業所の廃止、指定未更新、指定辞退または設置候補者を辞退した。	0		0		△10
評価領域7 地域密着型サービスに対する考え方について	0		0		△5
(1)計画の合理性					
申請された事業計画等において、創意工夫や実現性に乏しく、事業を遂行する能力が見受けられない場合。	0		0		△5

3 合計点

合 計 (定期巡回・随時対応型は71点満点。GHの2ユニットは104点満点。)	59		49		100
--	----	--	----	--	-----

※ 認知症対応型通所介護については、採点の必要性はないが、評価事項として○の項目とする。

様式第1号（第2条関係）

令和4年4月20日

一関地区広域行政組合
 管理者 一関市長 佐藤 善仁 様

所在地 岩手県一関市大東町大原字立町 110 番地 1
 名称 社会福祉法人いわい砂鉄福祉会
 理事長 佐藤 義雄

事前協議書

下記のとおり一関地区広域行政組合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則事務取扱要綱第2条の規定により協議します。

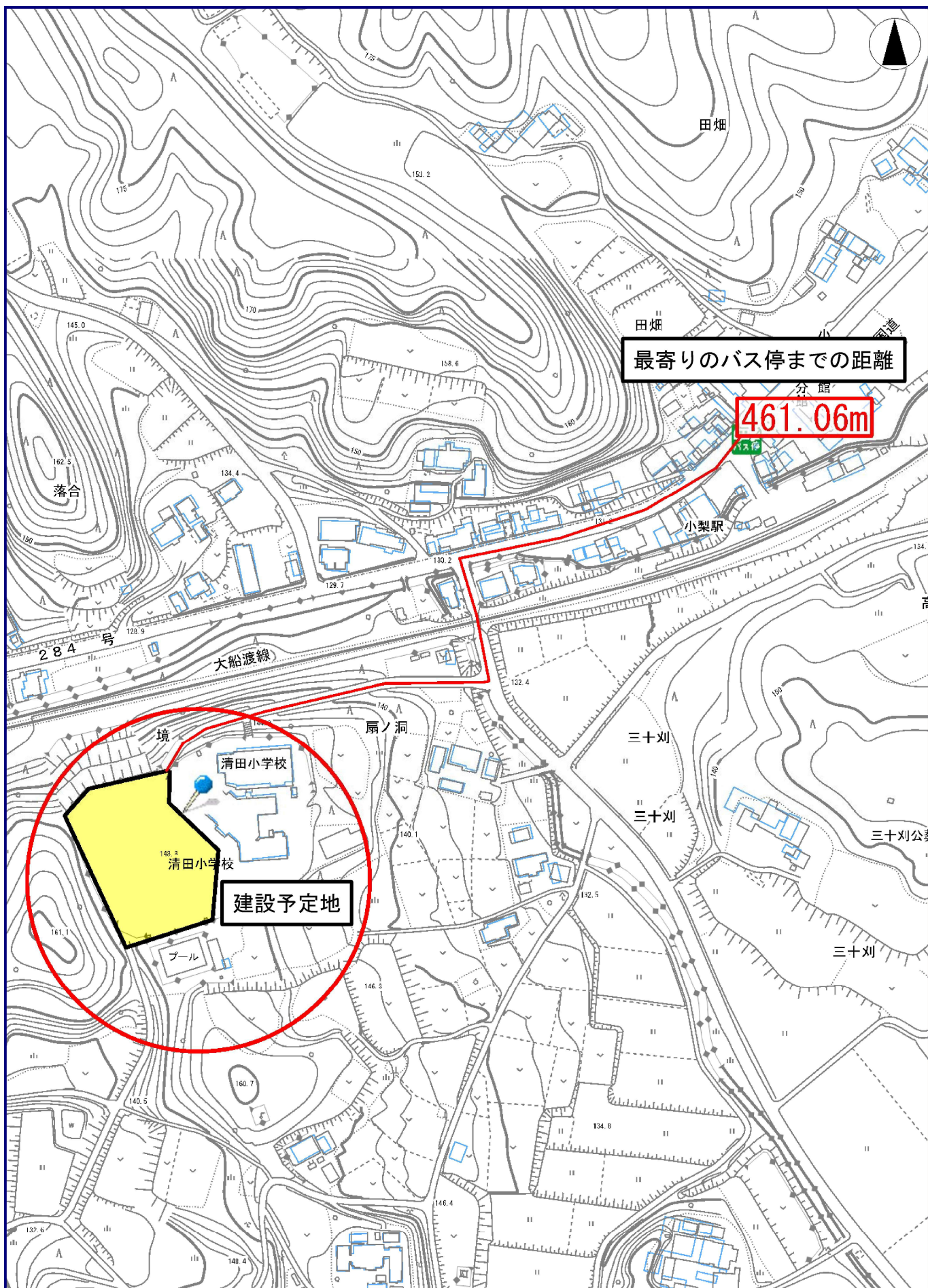
記

事業開始又は 変更予定年月日	令和6年3月1日
事業者の名称	社会福祉法人 いわい砂鉄福祉会
事業者の所在地	岩手県一関市大東町大原字立町 110 番地 1
事業所の名称	特別養護老人ホームリビングハウスきよた
事業所の所在地	岩手県一関市千厩町清田字境 171 番地 2
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)
添付書類	別紙 事前協議書添付書類一覧のとおり

本書に関する連絡先

担当者：橋詰 清
電話： XXXXXXXXXX

位置図 特別養護老人ホームリビングハウスきよた



※敷地の境界、その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/3000

様式第1号（第2条関係）

令和4年4月18日

一関地区広域行政組合
管理者 様

所在地 岩手県一関市萩荘字金ヶ崎 31-1
名称 社会福祉法人心結会準備委員会

事前協議書

下記のとおり一関地区広域行政組合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則事務取扱要綱第2条の規定により協議します。

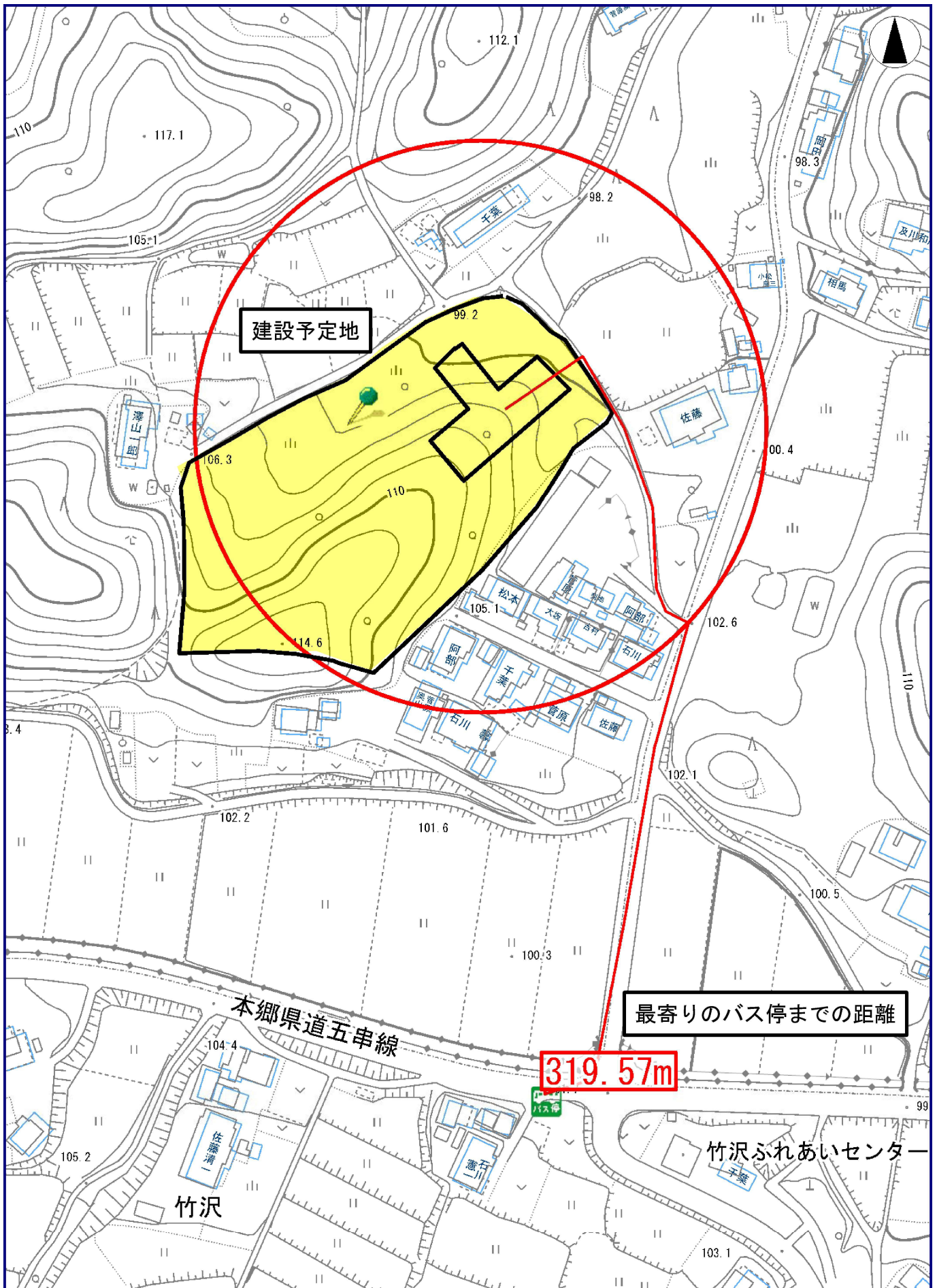
記

事業開始又は 変更予定年月日	令和6年4月1日
事業者の名称	社会福祉法人 心結会
事業者の所在地	岩手県一関市萩荘字金ヶ崎 31-1
事業所の名称	地域密着型特別養護老人ホーム 大桜の紀
事業所の所在地	岩手県一関市巖美町字上ノ台 9 9
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
添付書類	別紙 事前協議書添付書類一覧のとおり

本書に関する連絡先

担当者：遠藤 正裕
電話：████████████████████

位置図 地域密着型特別養護老人ホーム大桜の紀



※敷地の境界、その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/1800

第2節 介護サービス基盤の整備

1 介護サービス基盤整備数

高齢者が介護を要する状態になっても、適切なサービスを利用しながら、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、また、生活支援を必要とする高齢者が長期にわたり安定した生活が送れるよう在宅での介護を支援するため、介護サービス基盤の指定整備を計画的に進めます。

第8期計画期間中の指定整備目標数は次のとおりです。

(1) 施設・居住系サービスの整備

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる令和7年(2025年)及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、高齢者が要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で安心してサービスを受けながら生活を継続できることを目指します。

第8期計画期間中には、在宅サービスの充実を図りながら、特別養護老人ホーム入所待機者や認知症高齢者に対応するため、施設の整備を図ります。

ア 特別養護老人ホーム(特養)の整備

早期に入所を要する待機者の解消と介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応のため、介護老人福祉施設(広域型特養)及び地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)の施設整備を進めます。

【年度別整備計画】

① 広域型特養(介護老人福祉施設)

単位:事業所、床(人)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
1	20(70)	(1)	(80)			1(2)	20(150)

令和3年度は既存の50床に20床を増床し移築(50床→70床)

令和4年度は床数の増減はなく一部移築(80床→80床)

② 小規模特養(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護) 単位:事業所、床(人)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
				1	29	1	29

③ 特養合計(①と②の合計)

単位:事業所、床(人)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
1	20(70)	(1)	(80)	1	29	2(3)	49(179)

イ 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)の整備

国の調査によると65歳以上の5人に1人は認知症になると言われており、当管内の高齢者人口の増加とともに認知症高齢者の増加が見込まれることから、引き続き施設整備を進める必要があり、在宅での生活が困難な認知症高齢者の待機者解消のため、施設整備を進めます。

【年度別整備計画】

単位:ユニット、床(人)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
ユニット数	定員	ユニット数	定員	ユニット数	定員	ユニット数	定員
1	9					1	9

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の新規指定について

下記の事業者から、指定地域密着型サービス事業所に係る指定申請書の提出がありました。

今回申請する地域密着型通所介護サービスについては、公募によらない整備をしており、介護保険事業計画における整備計画以外のサービスとなります。

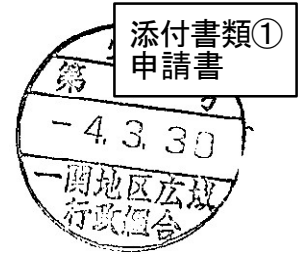
また、対象事業所については、書類審査及び現地確認により、「一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に適合していることを確認しております。

- 1 対象事業者 社会福祉法人 いちのせき会
(岩手県一関市巖美町字古館3番地)

サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所名	デイサービスセンター須川の郷
事業所所在地	一関市巖美町字古館3番地
指定期間	令和4年6月15日から令和10年6月14日まで
現地確認日	令和4年5月17日(火)
添付書類	① 地域密着型サービス事業所指定申請書写し ② 事業所の指定に係る記載事項(付表)写し ③ 事業所の位置図 ④ 事業所の平面図、立面図 ⑤ チェックリスト

- 2 対象事業者 合同会社しづか亭
(岩手県西磐井郡平泉町字長倉10-5)

サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所名	リハトレ しづか亭
事業所所在地	西磐井郡平泉町字長倉10-5
指定期間	令和4年7月15日から令和10年7月14日まで
現地確認日	令和4年5月18日(水)
添付書類	① 地域密着型サービス事業所指定申請書写し ② 事業所の指定に係る記載事項(付表)写し ③ 事業所の位置図 ④ 事業所の平面図、立面図 ⑤ チェックリスト



指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書
 指定居宅介護支援事業所

令和4年3月30日

一関地区広域行政組合 管理者 様

申請者 所在地 岩手県一関市殿美町字古館3番地
 名称 社会福祉法人いちのせき会
 代表者氏名 理事長 槻山早男

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定居宅介護支援事業所の指定を受けたいので、介護保険法第78条の2、第115条の12又は第79条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	シャカイフクシホウジン イチノセキカイ							
	名称	社会福祉法人 いちのせき会							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 021-0101) 岩手県一関市殿美町字古館3番地							
	連絡先	電話番号	[REDACTED]		FAX番号	[REDACTED]			
		Email	[REDACTED]						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ氏名	ツキヤマハヤオ 槻山早男	生年月日 [REDACTED]			
代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED]								
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類				指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護							付表1
		認知症対応型通所介護							付表2
		小規模多機能型居宅介護							付表3
		認知症対応型共同生活介護							付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護							付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					○		付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護							付表7
		複合型サービス							付表8
		地域密着型通所介護				○		令和4年6月15日	付表9
居宅介護支援事業							付表10		
介護予防サービス	地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護							付表2	
	介護予防小規模多機能型居宅介護							付表3	
	介護予防認知症対応型共同生活介護							付表4	
介護保険事業者番号	0 3 9 0 9 0 0 3 6 3				(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)								

・ 裏面に記載に関しての備考があります。

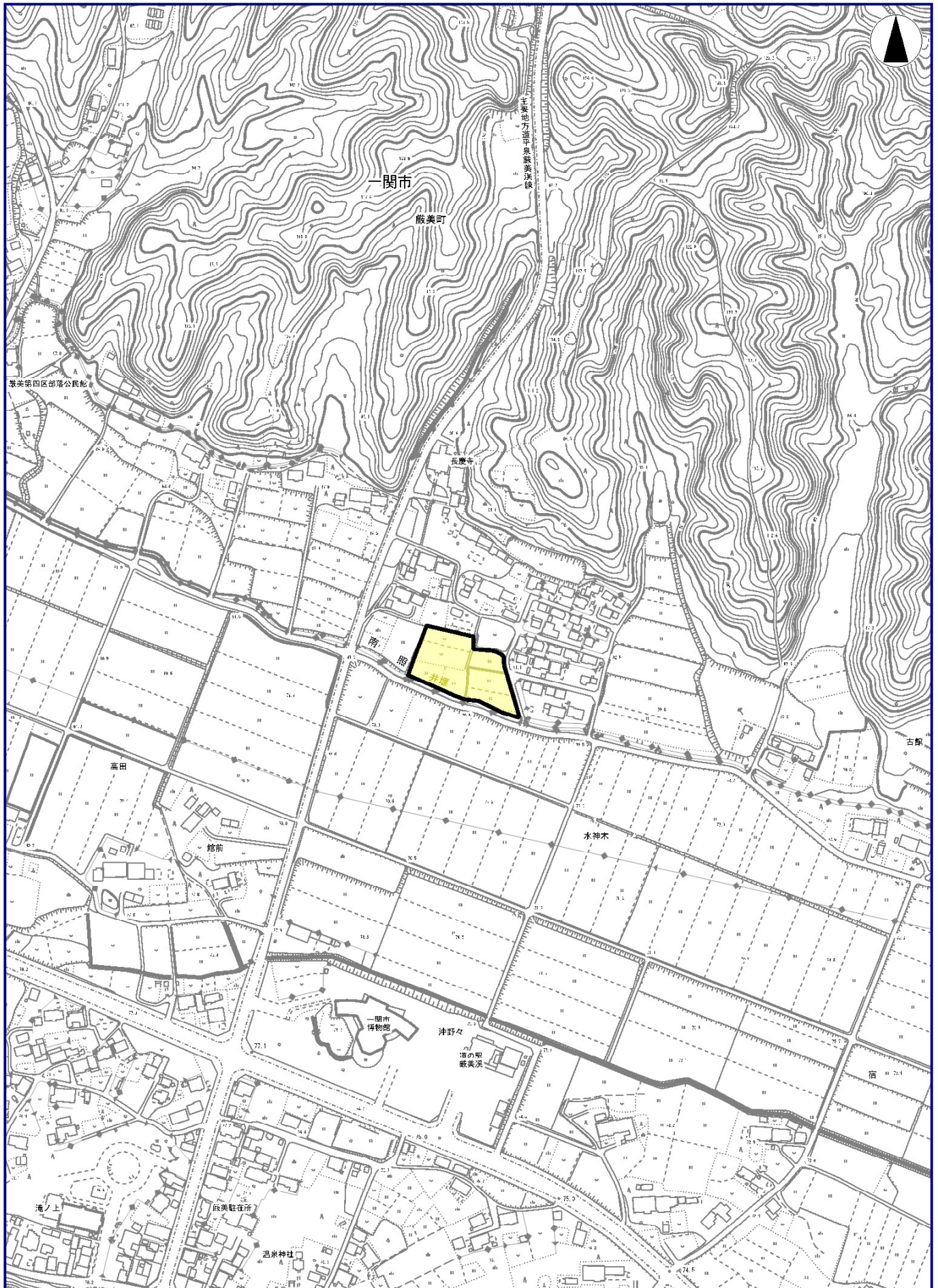
付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	デイサービスセンター スカワノサト			
	名称	デイサービスセンター 須川の郷			
	所在地	(郵便番号 021-0101) 岩手県一関市殿美町字古館3番地			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ	ナガハタエリコ	住所	(郵便番号)	
	氏名	永島江里子			
	生年月日				
		当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)			生活相談員
		同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称	兼務する職種及び勤務時間等	
◎人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)		2	1	1	1
非常勤(人)					
◎設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			127.25㎡		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) 9:00~16:30				
利用定員	15人				
添付書類	別添のとおり				

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

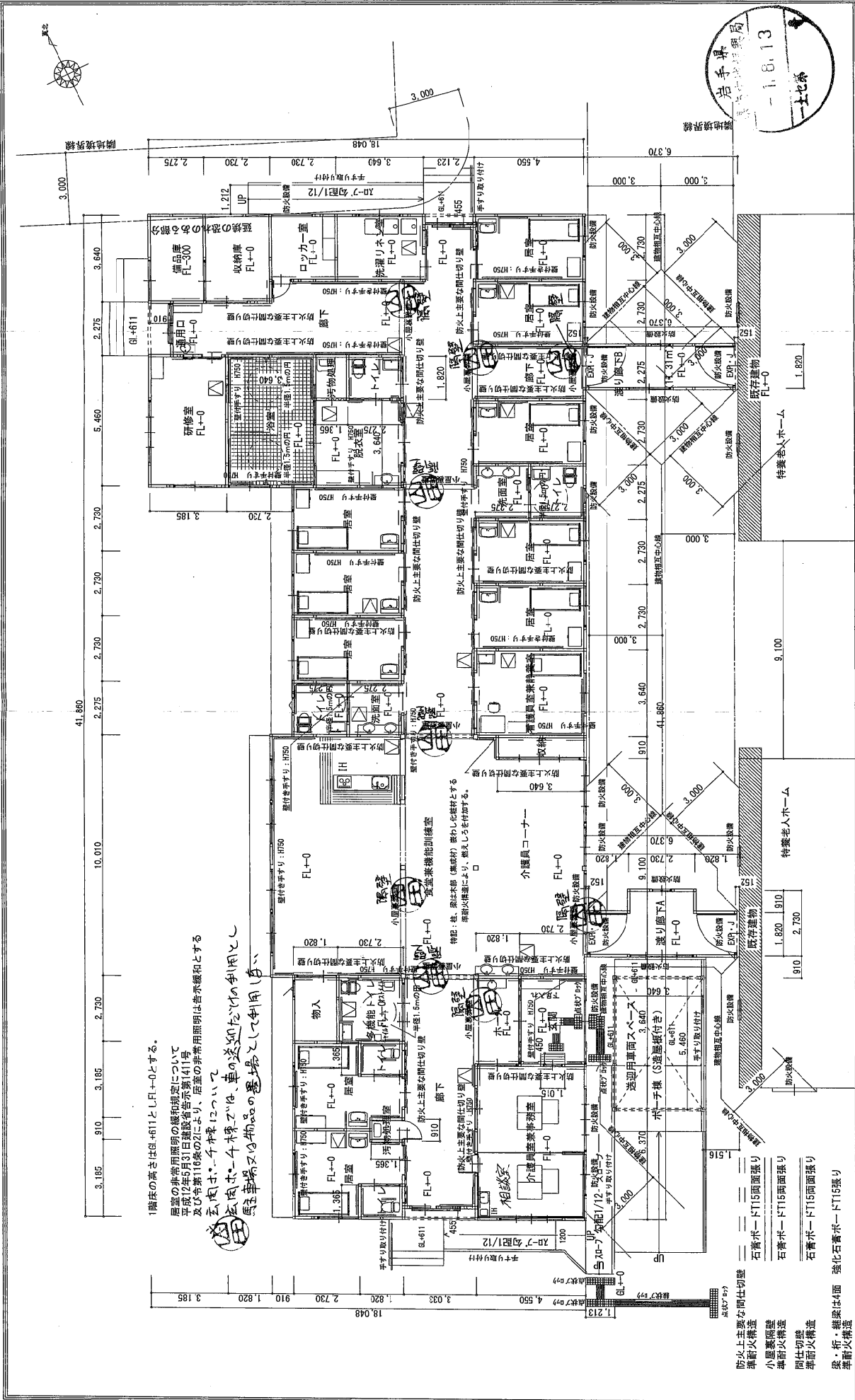
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
◎設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			㎡		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) ① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	平面図				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。



※敷地の境界，その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/5000



図面NO	A-16	
図面名	1階平面図	
担当者	設計者	日付
管理者	設計者	日付
工事名	短期入所生活介護施設「あけほの苑」増築工事	
備考	山幸・中野設計室 一般建築士事務所 知事登録第1723号 山田 幸弘 一般建築士 大臣登録第210210号 〒021-0053 岩手県一関市山日子中野120-5 TEL 0191-34-6537 FAX 0191-34-6538	

1階床の高さはGL+611としFL+0とする。
 居室の非常用照明の種類指定については
 平成17年5月31日建設省告示第141号
 及び令第116条の2により、居室の非常用照明は告示示額とする
 玄関ホールの床は、車の送迎にだけ利用とし
 玄関ホール以外の物品の置場として利用する。

地域密着型通所介護チェックリスト

申請書受理日	令和4年3月30日
事業者名称	社会福祉法人 いちのせき会
事業所名称	デイサービスセンター 須川の郷
利用定員	15人
現地確認実施日	現地写真により確認

○提出書類

	提出書類名	チェック欄
1	指定申請書【第1号様式】	○
2	指定更新申請書【第5号様式】	
3	事業所の指定に係る記載事項【付表9-1】	○
4	事業所等所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項【付表9-2】	

	添付書類	チェック欄
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】	○
3	事業所の平面図、配置図、位置図（公図の写し等に予定地をマーカー等で色づけすること。）【参考様式3】	○
4	設備・備品等に係る一覧表【参考様式4】	○
5	運営規程（①事業の目的及び運営の方針、②従業者の職種、員数及び職務の内容、③営業日及び営業時間、④利用定員、⑤サービス内容及び利用料等、⑥通常の事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対処方法、⑨非常災害対策、⑩その他運営に関する重要事項）	○
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式5】	○
7	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○
8	法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式7】	○

地域密着型通所介護チェックリスト

○人員基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	<p>事業所毎に専従常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>管理者 永嶋 江里子 管理者兼生活相談員</p>	適
生活相談員	<p>提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。</p>	<p>サービス提供日：月火木金 土日 サービス提供時間：7.5h 佐藤 妙子 沼倉 斉子 (介護福祉士資格取得後に社会福祉施設等で福祉サービスに3年以上従事した経験がある者)</p>	適
看護職員又は介護職員	<p>(利用定員10名以下の場合) 提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。</p>	/	/
	<p>(利用定員10名を超える場合)</p>		
	<p>看護職員</p> <p>提供時間帯を通じて1以上確保されていること。(配置される必要はないが密接かつ適切な連携必要。) 看護職員は看護師もしくは准看護師</p>	<p>常勤兼務1人 宮田 昭子(看護師)</p>	適
<p>介護職員</p> <p>提供時間帯を通じて専従で、利用者15に対して1以上で、5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。 利用者16~20人 ⇒ 介護職員2以上 利用者21~25人 ⇒ 介護職員3以上...</p>	<p>常勤専従1人 佐藤 妙子</p>	適	
	<p>生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。</p>	<p>常勤4人</p>	適

地域密着型通所介護チェックリスト

機能訓練指導員	<p>1 以上</p> <p>日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師。</p>	<p>常勤兼務 1 人</p> <p>宮田 昭子（看護師）</p>	適
---------	--	-----------------------------------	---

○設備基準

基 準	申請の内容	適否
<p>1 食堂、機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さがあり、合計面積は $3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員以上。</p> <p>食事の提供及び機能訓練の実施上支障がない場合は、食堂、機能訓練室は同一の場所とできる。</p>	<p>$127.25 \text{ m}^2 \geq 45 \text{ m}^2$</p> <p>($3 \text{ m}^2 \times 15 \text{ 人} = 45 \text{ m}^2$)</p>	適
<p>2 相談室</p> <p>遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮すること。</p>	相談室あり	適
<p>3 その他</p> <p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の設備及び備品を備えること。</p>	<p>食堂兼機能訓練室、静養室、相談室、事務室、台所、消火設備（消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難口誘導灯、誘導標識）</p>	適

○一般基準

基 準	申請の内容	適否
利用定員 1 単位 18 人以下	定員 15 人	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○介護給付費関係

加算（減算）項目	確認事項	算定	適否
職員の欠員による減算の状況	「なし」の場合、介護職員の員数が認定基準を充足している。		
定員超過利用減算	「なし」の場合、月平均の利用者数が運営規程に定める利用定員を超えていない。		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が生じ、当該月の利用者の実績が、当該月の前年度における月平均の利用者より 100 分の 5 以上減少している。		
時間延長サービスの体制	8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活の世話をを行う場合について、5 時間を限度として算定されるもの。当該事業所の実情に応じて、延長サービスを行うために必要な適当数の従業者を置いている。	対 応 可	適
共生型サービスの提供	共生型サービスとして地域密着型通所介護サービス提供をする場合に算定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定生活介護事業者が行う場合 所定単位数の 93/100 ・ 指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が行う場合 所定単位数の 95/100 ・ 指定児童発達支援事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 ・ 指定放課後等デイサービス事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 		
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	有	適
入浴介助加算Ⅱ	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問して浴室環境と浴室における利用者の動作を評価し、その結果を踏まえた個別の入浴計画を作成。		
中重度者ケア体制加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保している。時間帯を通じて専従の看護職員を 1 名以上確保している。 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護 3， 4， 5 である者の割合が 30% 以上。		
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等からの助言）により利用者の身体の状況等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を 3 月に 1 回以上評価している場合、3 月に 1 回を限度に算定。		

地域密着型通所介護チェックリスト

生活機能向上連携加算Ⅱ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等が事業所を訪問）により利用者の身体の状況等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、1月に1回を限度に算定。		
個別機能訓練加算Ⅰイ	専ら機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名配置。機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が計画的に機能訓練を実施。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して計画を作成し、その後も3月に1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。		
個別機能訓練加算Ⅰロ	加算Ⅰイで配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置すること。 加算Ⅰイの要件を満たすこと。		
個別機能訓練加算Ⅱ	加算Ⅰイ又は加算Ⅰロのいずれかの要件を満たすこと。 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報尾厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
ADL維持等加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象者の数が10人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が1以上 		
ADL維持等加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象者の数が20人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が2以上 		
認知症加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて、認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置。事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、Mに該当する者の割合が20%以上。		
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。		

地域密着型通所介護チェックリスト

栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。</p> <p>【栄養アセスメント加算】利用者ごとに管理栄養士等が共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行う。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。</p> <p>【栄養改善体制加算】管理栄養士等が挙動して栄養ケア計画を作成。計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスの提供。利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況をおおむね3月毎に評価し、介護支援専門員や主治医に対して情報提供。</p>	有	適
口腔機能向上加算	<p>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。言語聴覚士等による口腔機能改善管理指導計画の作成。計画に基づく口腔機能向上サービスの提供。利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員等へ情報提供。</p>		
科学的介護推進体制加算	<p>利用者毎のADL値、利用状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出及び情報の活用。</p>	有	適
サービス提供体制強化加算Ⅰ	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 ・介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上 		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	<p>以下に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上 		
サービス提供体制強化加算Ⅲ	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 ・勤続年数7年以上の介護福祉士が100分の30以上 		
介護職員処遇改善加算	<p>介護職員に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に、以下の単位数を加算。</p> <p>加算Ⅰ：単位数×59/1000 加算Ⅱ：単位数×43/1000 加算Ⅲ：単位数×23/1000</p>	加算Ⅰ	適
介護職員等特定処遇改善加算	<p>介護職員等に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に以下の単位数を加算。</p> <p>加算Ⅰ：単位数×12/1000 加算Ⅱ：単位数×10/1000</p>	加算Ⅱ	適

様式第1号(第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書
指定居宅介護支援事業所



令和4年4月6日

一関地区広域行政組合 管理者 様

申請者 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字長倉10-5
名称 合同会社 しづか亭
代表者氏名 小林 宏治

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定居宅介護支援事業所の指定を受けたいので、介護保険法第78条の2、第115条の12又は第79条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	ゴウドウカイシャ シヅカテイ					
	名称	合同会社 しづか亭					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 029-4102) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字長倉10-5					
	連絡先	電話番号	[REDACTED]		FAX番号	[REDACTED]	
		Email	[REDACTED]				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表	フリガナ 氏名	コバヤシ コウジ 小林 宏治	生年月日 [REDACTED]	
代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED]						
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類			指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表1
		認知症対応型通所介護					付表2
		小規模多機能型居宅介護					付表3
		認知症対応型共同生活介護					付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表7
		複合型サービス					付表8
		地域密着型通所介護			○		令和4年7月15日
	居宅介護支援事業						付表10
介護予防型地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護					付表2	
	介護予防小規模多機能型居宅介護					付表3	
	介護予防認知症対応型共同生活介護					付表4	
介護保険事業者番号			(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)				

・ 裏面に記載に関しての備考があります。

付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	リハトレ シツカテイ			
	名称	リハトレ しづか亭			
	所在地	(郵便番号 029-4102) 岩手県西磐井郡平泉町平泉字長倉10-5			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ	コバヤシ コウジ	住所	(郵便番号)	
	氏名	小林 宏治			
	生年月日				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称				
	兼務する職種及び勤務時間等				
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)		1		1	1
非常勤(人)					
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			78.7㎡		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① 9:30 ~ 14:30 ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員	10人(単位ごとの定員① 10人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	別添のとおり				

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

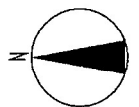
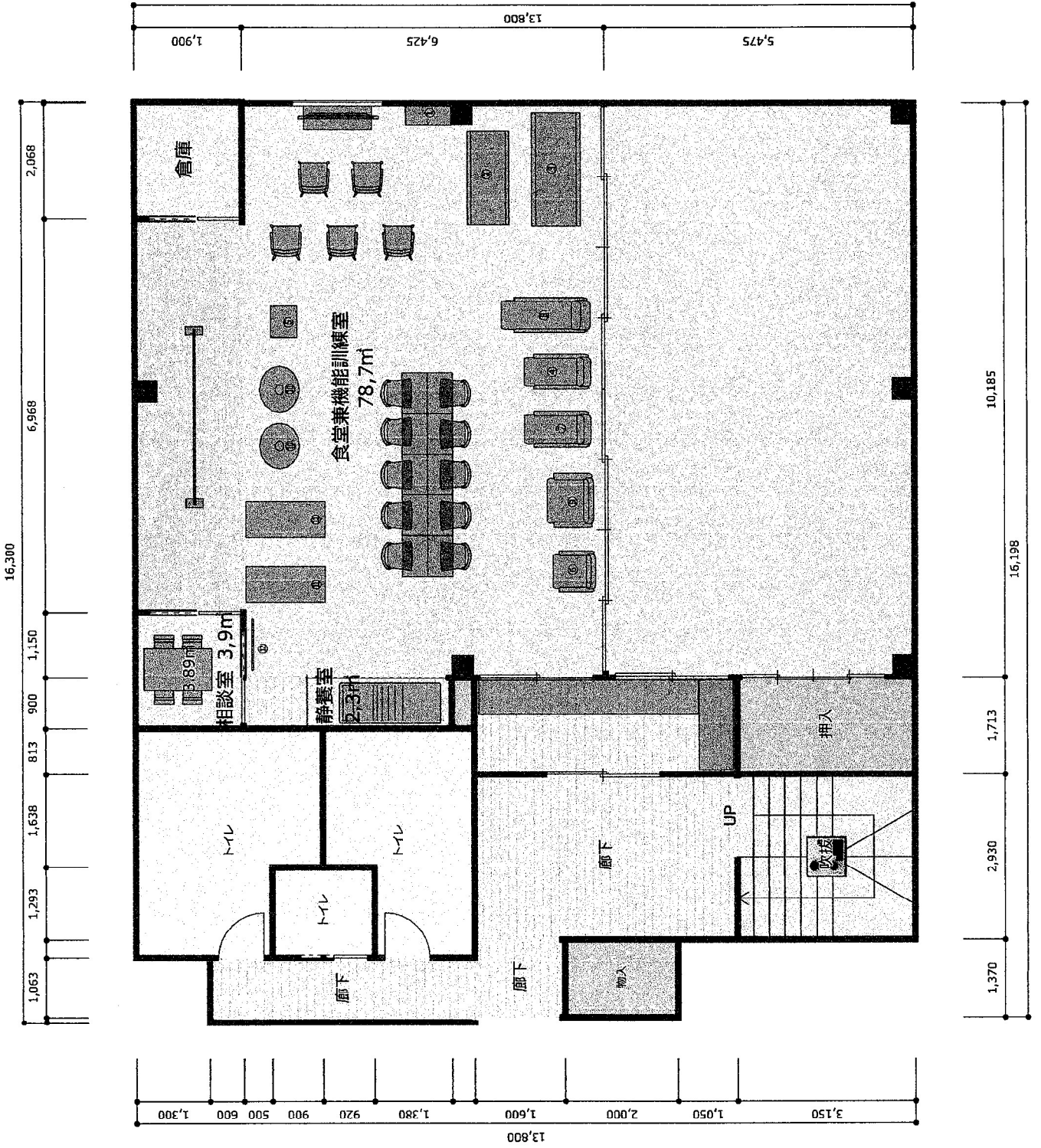
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			㎡		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	平面図				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。



地図データ ©2022 1 km

1階縮尺 1/100



地域密着型通所介護チェックリスト

申請書受理日	令和4年4月6日
事業者名称	合同会社しづか亭
事業所名称	リハトレ しづか亭
利用定員	10人
現地確認実施日	現地写真により確認

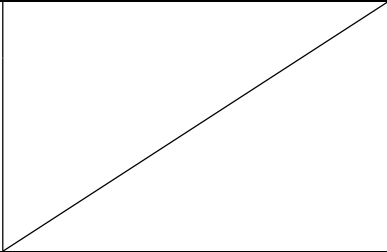
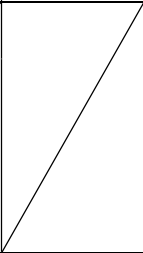
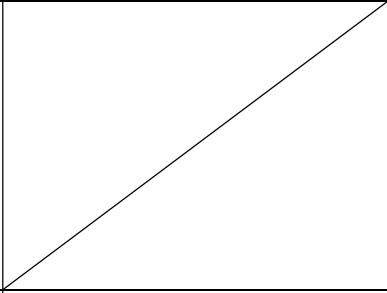
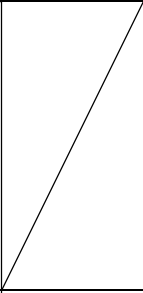
○提出書類

	提出書類名	チェック欄
1	指定申請書【第1号様式】	○
2	指定更新申請書【第5号様式】	
3	事業所の指定に係る記載事項【付表9-1】	○
4	事業所等所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項【付表9-2】	

	添付書類	チェック欄
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】	
3	事業所の平面図、配置図、位置図（公図の写し等に予定地をマーカー等で色づけすること。）【参考様式3】	○
4	設備・備品等に係る一覧表【参考様式4】	○
5	運営規程（①事業の目的及び運営の方針、②従業員の職種、員数及び職務の内容、③営業日及び営業時間、④利用定員、⑤サービス内容及び利用料等、⑥通常の事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対処方法、⑨非常災害対策、⑩その他運営に関する重要事項）	○
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式5】	○
7	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○
8	法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式7】	○

地域密着型通所介護チェックリスト

○人員基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	<p>事業所毎に専従常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>管理者 小林 宏治</p>	適
生活相談員	<p>提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。</p>	<p>サービス提供日：月火水金 サービス提供時間：5h 千葉 マチ子 (資格) 大学などで社会福祉に関する科目を3つ以上履修</p>	適
看護職員又は介護職員	<p>(利用定員10名以下の場合) 提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。</p>	<p>介護職2名 宿谷 隆教 千葉 恵美子</p>	適
	<p>(利用定員10名を超える場合)</p>		
	<p>看護職員 提供時間帯を通じて1以上確保されていること。(配置される必要はないが密接かつ適切な連携必要。) 看護職員は看護師もしくは准看護師</p>		
<p>介護職員 提供時間帯を通じて専従で、利用者15に対して1以上で、5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。 利用者16~20人 ⇒ 介護職員2以上 利用者21~25人 ⇒ 介護職員3以上...</p>			
<p>生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。</p>			<p>常勤3人(生活相談員1名、介護職員2名)</p>
機能訓練指導員	<p>1以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師。</p>	<p>常勤兼務1人 千葉 信子 (作業療法士)</p>	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○設備基準

基 準	申請の内容	適否
<p>1 食堂、機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さがあり、合計面積は$3\text{ m}^2 \times$利用定員以上。</p> <p>食事の提供及び機能訓練の実施上支障がない場合は、食堂、機能訓練室は同一の場所とできる。</p>	<p>$78.7\text{ m}^2 \geq 30\text{ m}^2$</p> <p>($3\text{ m}^2 \times 10\text{ 人} = 30\text{ m}^2$)</p>	適
<p>2 相談室</p> <p>遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮すること。</p>	相談室あり	適
<p>3 その他</p> <p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の設備及び備品を備えること。</p>	<p>食堂兼機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</p> <p>(消火器、自動火災報知設備、避難口誘導灯、誘導標識)</p>	適

○一般基準

基 準	申請の内容	適否
<p>利用定員 1単位 18人以下</p>	定員 10人	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○介護給付費関係

加算（減算）項目	確認事項	算定	適否
職員の欠員による減算の状況	「なし」の場合、介護職員の員数が認定基準を充足している。		
定員超過利用減算	「なし」の場合、月平均の利用者数が運営規程に定める利用定員を超えていない。		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が生じ、当該月の利用者の実績が、当該月の前年度における月平均の利用者より 100 分の 5 以上減少している。		
時間延長サービスの体制	8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活の世話をを行う場合について、5 時間を限度として算定されるもの。当該事業所の実情に応じて、延長サービスを行うために必要な適当数の従業者を置いている。		
共生型サービスの提供	共生型サービスとして地域密着型通所介護サービス提供をする場合に算定。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業者が行う場合 所定単位数の 93/100 ・指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が行う場合 所定単位数の 95/100 ・指定児童発達支援事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 ・指定放課後等デイサービス事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 		
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	有	適
入浴介助加算Ⅱ	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問して浴室環境と浴室における利用者の動作を評価し、その結果を踏まえた個別の入浴計画を作成。		
中重度者ケア体制加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保している。時間帯を通じて専従の看護職員を 1 名以上確保している。 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、要介護 3，4，5 である者の割合が 30% 以上。		
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等からの助言）により利用者の身体の状況等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を 3 月に 1 回以上評価している場合、3 月に 1 回を限度に算定。		

地域密着型通所介護チェックリスト

生活機能向上連携 加算Ⅱ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等が事業所を訪問）により利用者の身体の状況等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、1月に1回を限度に算定。		
個別機能訓練加算 Ⅰイ	専ら機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名配置。機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が計画的に機能訓練を実施。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して計画を作成し、その後も3月に1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。		
個別機能訓練加算 Ⅰロ	加算Ⅰイで配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置すること。 加算Ⅰイの要件を満たすこと。		
個別機能訓練加算 Ⅱ	加算Ⅰイ又は加算Ⅰロのいずれかの要件を満たすこと。 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報尾厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
ADL維持等加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象者の数が10人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が1以上 		
ADL維持等加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象者の数が20人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が2以上 		
認知症加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて、認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置。事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、Mに該当する者の割合が20%以上。		
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。		

地域密着型通所介護チェックリスト

栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。</p> <p>【栄養アセスメント加算】利用者ごとに管理栄養士等が共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行う。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。</p> <p>【栄養改善体制加算】管理栄養士等が挙動して栄養ケア計画を作成。計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスの提供。利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況をおおむね3月毎に評価し、介護支援専門員や主治医に対して情報提供。</p>		
口腔機能向上加算	<p>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。言語聴覚士等による口腔機能改善管理指導計画の作成。計画に基づく口腔機能向上サービスの提供。利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員等へ情報提供。</p>		
科学的介護推進体制加算	<p>利用者毎のADL値、利用状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出及び情報の活用。</p>		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 ・介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上 		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	<p>以下に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上 		
サービス提供体制強化加算Ⅲ	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 ・勤続年数7年以上の介護福祉士が100分の30以上 		
介護職員処遇改善加算	<p>介護職員に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に、以下の単位数を加算。</p> <p>加算Ⅰ：単位数×59/1000 加算Ⅱ：単位数×43/1000 加算Ⅲ：単位数×23/1000</p>		
介護職員等特定処遇改善加算	<p>介護職員等に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に以下の単位数を加算。</p> <p>加算Ⅰ：単位数×12/1000 加算Ⅱ：単位数×10/1000</p>		

令和4年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指導計画について

1 実地指導基本方針

- (1) 介護サービスの質の確保と向上
- (2) 介護給付の適正な実施
- (3) 高齢者の尊厳の保持（高齢者虐待の防止、身体拘束廃止に向けた取組）
- (4) 危機管理の徹底（災害対策、感染症対策、事故防止対策、防犯安全対策）

2 実地指導の予定

- (1) 対象事業所

・地域密着型サービス	12 事業所
(以下参考)	
・居宅介護支援事業所	7 事業所
・総合事業（訪問型サービス）	5 事業所
・総合事業（通所型サービス）	10 事業所
合計	34 事業所
- (2) 実施時期
令和4年9月から12月
- (3) 選定基準
 - ・施設系事業所 3年に1回
 - ・居宅系事業所 6年に1回
 - ・居宅支援事業所 6年に1回
 - ・上記のほか、情報提供などがあった場合は、随時実施について検討する。
- (4) 指導班の編成
実地指導を適正かつ公正に実施するため、指導職員2名以上をもって行う。
- (5) 実地指導の実施通知
実地指導の実施にあたっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業者に対し通知する。
- (6) 資料の提出
実地指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び介護保険各種加算自己点検シート、平面図等の実地指導に関し必要な資料の提出を求める。
- (7) 指導方法
「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」により示された標準確認文書の確認並びに現地確認により、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。また、サービス提供において不適切と思われる事項についても指導を行う。
- (8) 指導後の措置
実地指導から起算して概ね2週間以内に、指導の結果を検討し、その結果を当該事業者へ通知する。改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。
- (9) 新型コロナウイルス感染症予防対策
事業所における滞在時間を最小限とするため、書類審査を介護保険課事務室で行う。事業所に訪問した際には、書類審査に係る不明点や個別のケース（契約書類及びケアプランなど）、設備基準、掲示事項の確認などを行う。

3 実地指導の予定事業所

	サービス種類	事業者名	事業所名
1	GH	社会福祉法人つくし会	認知症高齢者グループホームほっとスマイル
2	GH	社会福祉法人稲泉会	グループホーム「けーせん」
3	GH	社会福祉法人室根孝養会	孝養ハイツグループホーム
4	GH	社会福祉法人川崎寿松会	グループホームことぶき
5	GH	特定非営利活動法人なごみ	グループホームぼらん千厩
6	GH	株式会社リツワ	Lagom 東五代
7	多機能	医療法人三秋会	クリニック小規模多機能型居宅介護
8	特養	社会福祉法人二桜会	特別養護老人ホーム寿光荘清水
9	特定施設	医療法人一秀会	介護付きケアハウス プレシオーソ中里
10	定巡	特定非営利活動法人あゆみ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護あゆみ
11	小規模デイ	有限会社ヤマフジ	機能訓練付きデイサービスゆずりは
12	小規模デイ	合同会社桜んぼ	デイサービス晴れるや

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所設置候補者の 事前協議内容の変更について

下記の事業者から、地域密着型サービス設置に係る事前協議内容の変更について申請がありました。当該事業者は、令和3年度に開催した介護保険運営協議会の審議を経て、設置候補者に決定したものです。

変更の要旨は、補助協議の手続きに時間を要したことにより工期日程に遅れが生じたため、事業開始年月日を変更しようとするもので、これを受理しております。

1 対象事業者

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業者名 | 株式会社リツワ（栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66 番地） |
| (2) サービスの種類 | （介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| (3) 事業所名 | ケアビレッジ一関ケアサービスステーション
認知症対応型共同生活介護事業所 |
| (4) 事業所所在地 | 一関市東五代 17 番地 |
| (5) 変更内容 | |

●開所予定日

〔変更前〕 令和4年4月1日

〔変更後①〕 令和4年12月31日

（変更理由）

補助協議の手続きに時間を要したことにより、入札執行及び工事着工予定も遅れたため、令和3年度内の竣工が困難となったため。

令和3年度地域包括支援センターの活動実績について

1 地域包括支援センターの趣旨

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち安心した生活を送るために保健・福祉・医療・介護などの様々な面から総合的に支援していく機関として平成18年度に設置されました。

2 地域包括支援センターの設置状況

(1) 地域包括支援センターの担当地域

担当地域	名称	所在地
一関市一関地域のうち山目地区・中里地区・巖美地区・萩荘地区の方	一関西部地域包括支援センター	一関市役所本庁1階
一関市一関地域のうち一関地区・真滝地区・舞川地区・弥栄地区の方	さくらまち地域包括支援センター	サン・アビリティーズ一関内
一関市花泉地域の方	はないずみ地域包括支援センター	花泉支所1階
平泉町の方	ひらいずみ地域包括支援センター	平泉駅前
一関市千厩地域、室根地域、川崎地域の方	一関東部地域包括支援センター	千厩支所1階
一関市大東地域、東山地域の方	しぶたみ地域包括支援センター	大東保健センター内
一関市藤沢地域の方	ふじさわ地域包括支援センター	老健ふじさわ内

3 主な事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

要介護認定において要支援1、2と認定された方や生活機能評価（基本チェックリスト）より事業対象者と認定された方に対して介護予防ケアマネジメント計画書作成など必要な支援を実施しました。また、支援の実施においては要介護状態となることを予防する観点から対象者が主体的に取り組めるよう目標を設定するとともに、日常生活でも目標を意識した生活により、生活機能の維持・向上が図れるように支援しました。

(2) 総合相談支援業務

地域に生活する高齢者に関する相談を受け、適切な機関、制度、サービス等を紹介する等の支援を継続的に行いました。介護保険制度・高齢福祉サービス全般に関する相談が主ですが、家族形態の変容により多角的な支援が必要となる事例への対応も増えていることから、民生児童委員や地区自治会等とも連携を図るとともに、地域にお

ける多種多様な関係機関、サービス等の把握を行い、高齢者の状況に合わせたネットワークを構築し、安心して生活できる地域づくりを展開しました。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

管内の介護支援専門員が高齢者の心身の状態や生活環境の変化に応じて適切な支援やサービスの組み合わせを提供できるよう、また、地域で高齢者が生活していく上であらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的・継続的に支援をしました。

地域包括支援センターへの相談は、処遇困難ケースや家族間調整が必要なケースへの対応等が主な内容です。ケース対応については必要に応じ、民生児童委員や住民代表者を含めた多職種協働による支援体制の構築に向けて各センターで地域ケア会議を実施し、個別課題の解決・解消や地域包括支援ネットワークの構築を図りました。また、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上を支援するため、個別事例の相談対応や事例検討会等を開催するとともに、介護支援専門員の要望にも対応した研修会を開催しました。

(4) 権利擁護

誰もが住み慣れた地域で尊厳のある生活を実現するため、認知症等により金銭管理等が困難となった高齢者への制度利用の支援（日常生活自立支援事業（あんしんねつと）、成年後見制度）や高齢者虐待への対応、消費者被害による相談に対し、関係機関とも連携を図り解決・改善に向けた対応を行いました。その中で介護保険サービス事業所や住民を対象として高齢者の権利擁護に関する研修会等を開催し、制度や対応への啓発・周知を行いました。

4 令和3年度の相談等件数

区分	センター	さくら まち	西部	はな いずみ	ひら いずみ	しぶたみ		東部			ふじ さわ	合計
	地域	一関1	一関2	花泉	平泉町	大東	東山	千厩	室根	川崎	藤沢	
総合相談	相談件数	1046	808	629	950	583	139	367	107	44	871	5,544
	うち認知症	51	158	132	144	159	34	97	49	11	207	1,042
包括的・継続的ケアマネジメント	随時 相談件数	211	92	94	75	85	23	20	7	5	291	903
権利擁護・ 高齢者虐待	成年後見	4	8	9	0	10	0	6	0	3	4	44
	高齢者 虐待	47	17	19	37	29	21	82	31	0	65	348
	消費者 被害	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	4
介護予防支 援等計画 (ケアプラン 作成数)	予防	1,980	1,880	882	477	807	445	967	522	236	779	8,975
	ケア	2,172	2,026	737	448	1,575	447	746	573	278	799	9,801

※介護予防支援等計画 予防：介護予防支援 ケア：介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの活動状況について(年度別)

(単位：件数)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	備考
<p>①総合相談</p> <p>※住民の各種相談を幅広く受け付けて(ワンストップ相談)多面的支援の展開、各種機関へ必要なサービスをつなぐ</p>	4,694	5,469	5,544	<p>やや増加傾向にある。</p> <p>この要因は、高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用に関する相談が多く寄せられている。その他には認知症への対応や困難事例による相談件数も増加し、長期化傾向が見受けられる。また、高齢者本人を取り巻く環境、家族との関係性に関する問題についても増加傾向が見受けられている。</p> <p>今後も地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核を担う機関としての役割が重要となることから、三職種の適正配置により、地域包括ケアシステムの機能強化、充実を図る。</p>
<p>②包括的・継続的ケアマネジメント</p> <p>※ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言、施設・在宅連携・多職種連携のための支援</p>	763	909	903	<p>ほぼ横ばい傾向にある。</p> <p>この要因としては、入退院等にかかる医療介護連携に伴う対応や介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用に関する相談が一定程度寄せられたことが考えられる。また、この他の支援状況としては、管内の介護支援専門員が対応する高齢者へ支援する上でのケアプラン作成にかかる個別事案への指導、助言が求められており、関係機関、他職種等への連携調整の実施が多く見受けられる。</p> <p>今後も管内における介護支援専門員の資質向上に資するための研修会等の取り組みを推進するとともに、地域内の各種支援体制に寄与する重層的ネットワーク構築を図るための主体的取り組みを検討していく。</p>
<p>③権利擁護・高齢者虐待</p> <p>※成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応</p>	466	418	396	<p>相談・通報件数は減少傾向にある。</p> <p>この要因は、高齢者虐待に関する理解普及のための研修会等を専門職、関係機関だけではなく一般住民等にも「権利擁護」として広く周知し、相談・通報の窓口が地域包括支援センターであることへの理解が一定程度浸透したこと、虐待を未然に防ぐ予防的支援にもつながった結果であると考えられる。また、成年後見制度等理解普及についても研修会、講話などの機会により実施している。</p> <p>今後の対応として、高齢者虐待については、構成市町との一層の連携により、迅速な虐待の解消と養護者への適切で継続的な支援の提供が可能となる体制の構築を図る。成年後見制度の活用促進については、法曹関係の職能団体との相互連携の機会を持ち、一層の利用促進に寄与できるよう検討していく。</p>
<p>④介護予防支援等計画(ケアプラン)</p> <p>介護予防ケアマネジメント ※予防給付、総合事業のケアプラン作成(要介護状態になることの予防、要介護状態の悪化予防の一体的対応)</p>	19,919	18,711	18,776	<p>ほぼ横ばい傾向にある。</p> <p>この要因は、要支援及び事業対象者の利用できる介護予防サービス等の利用が、定員や要介護状態の利用者優先となる状況等により限局されることや、高齢者本人の状態変化による介護度の変更により、管内の指定居宅介護支援事業所にて対応する居宅介護支援に移行している状況によるものと見受けられる。</p> <p>今後の対応としては、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、一般介護予防事業及び介護予防生活支援サービスの効果的な利用による介護予防の推進を基軸とした介護予防ケアマネジメントの資質向上を行うことにより、支援者だけではなく高齢者本人も自立への意識を持つことができるよう状態の維持改善に向けた具体的な取り組みを検討していく。</p>

令和3年度 地域ケア会議の 開催実績について

一関地区広域行政組合

令和3年度地域ケア会議開催回数集計

	個別地域ケア会議	日常生活圏域 (地域支援会議等も含む)	日常生活圏域を超える (東西包括レベル)
さくらまち	9	1	—
西部	7	1	1
はないずみ	11	3	—
ひらいずみ	5	2	—
しぶたみ	7	4	—
東部	3	3	1
ふじさわ	10	5	—
計	52	19	2

(参考) 令和2年度地域ケア会議開催回数集計

	個別地域ケア会議	日常生活圏域 (地域支援会議等も含む)	日常生活圏域を超える (東西包括レベル)
さくらまち	11	—	—
西部	2	—	1
はないずみ	9	4	—
ひらいずみ	2	2	—
しぶたみ	8	9	—
東部	—	—	1
ふじさわ	14	8	—
計	46	23	2

個別地域ケア会議

※分類 ①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発⑤政策の形成

さくらまち地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見えてきた地域課題	備考
1	4月9日	①②	生活困窮者 内縁関係で家族不和あり 退院後の施設調整や今後の支援について 検討	担当病院(MSW)、一関社協(生活困窮相談支援員)、担当ケアマネ、包括	一関1	包括	新規	生活困窮、家族不和、身寄りの問題	
2	4月9日	①②	生活困窮者 今後の支援について検討	一関社協(生活困窮相談支援員)、担当ケアマネ、包括	一関1	包括	新規	生活困窮、身寄りの問題	
3	4月19日	①②③	独居高齢者(刑務所出所後) 現在の生活状況と今後の支援について	本人、アパート管理人、就労継続支援担当、一関社協(生活困窮相談支援員)、一関市建設都市整備課2名、岩手県地域生活定着支援センター2名、包括	一関1	地域定着支援センター	新規	刑務所から出所してきた高齢者の地域での支援体制	
4	4月20日	①②③	地域から孤立し、周囲とのトラブルが絶えない パーソンナリティ障害がある独居高齢者の 今後の支援について	担当病院(医師、看護師、MSW)、福祉課生活福祉係、包括	一関1	包括	新規	地域から孤立した障がいのある高齢者の支援	
5	5月17日	①②③	【No.3の継続】現在の生活状況の確認と今後の支援について	本人、アパート管理人、就労継続支援担当、一関社協(生活困窮相談支援員)、一関市建設都市整備課、岩手県地域生活定着支援センター、包括	一関1	地域定着支援センター	継続	(No.3)と同じ	
6	9月27日	①②	同居していた次男が交通事故で入院したことに伴い、認知症のある高齢者が独居となったため、経済面等今後の生活について検討	担当ケアマネ、長寿社会課高齢福祉係、包括	一関1	市	新規	キーパーソンがいない認知症高齢者の生活支援	
7	11月8日	①②③	パーキンソン病で歩行状態が悪化している 高齢者と精神不安定の娘、知的障がいがある 孫の世帯 今後高齢者が孫から虐待を受ける可能性があり、退院後施設入所について検討	担当ケアマネ、担当病院(MSW)、長寿社会課高齢福祉係、就労継続支援(相談支援員、サービス提供責任者)、包括	一関1	包括	新規	知的障がいがある家族への虐待対応	
8	11月22日	①②③	【No.4の継続】関係機関との情報共有、今後の方向性について	長寿社会課高齢福祉係、直営包括、福祉課生活福祉係、民生委員、包括	一関1	包括	継続	(No.4)と同じ	
9	2月24日	①②③	【No.4の継続】救急車を毎日数回呼ぶ状況が続いているため、関係機関との情報共有、今後の方向性について確認	長寿社会課高齢福祉係、一関市消防本部、西消防署2名、東消防署1名、直営包括、包括	一関1	包括	継続	(No.4)と同じ	

一関西部地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見えてきた地域課題	備考
1	4月22日	①②③	身寄りなく、財産処分などに支障が生じている ケースへの対応について	後見人、サービス事業所、ケアマネ、区長、民生委員、包括	一関2	包括	継続	認知症による金銭管理困難、成年後見制度の活用	
2	4月23日	①②③	複合的に支援が必要な家庭への対応と支援について	親族、基幹相談支援、相談支援事業所、民生委員、包括	一関2	包括	新規	障がい福祉サービスの活用、知的障がい者への支援・関わりについて	
3	6月9日	①②③	認知症高齢者と家族への支援について	親族、ケアマネ、医療相談員、サービス事業所、民生委員、包括	一関2	包括	新規	家族介護力が低く、地域や親族との交流が少ない方の認知症支援の難しさ	
4	6月23日	①②③	【No.1の継続】身寄りなく、財産処分などに支障が生じているケースへの対応	後見人、サービス事業所、ケアマネ、区長、民生委員、包括	一関2	包括	継続	認知症による金銭管理困難、成年後見制度の活用	
5	9月3日	①②③	認知症高齢者と障がいのある家族への支援について	親族、相談支援事業所、包括	一関2	包括	新規	認知症支援、障がい福祉サービスの活用	
6	10月25日	①②③	精神的に不安定な介護者と偏りの強い 高齢者への対応と支援について	ケアマネ、健康づくり課、福祉課、委託包括、直営包括	一関1	直営包括	新規	障がい福祉サービスの活用、精神障がい者への支援・関わりについて	
7	1月21日	①②③	支援者に対するハラスメント行為を行う 思考の偏りと意志の強い対象者への対応について	ケアマネ、福祉課(生活保護)、サービス事業所、包括、	一関2	包括	新規	身寄り・身元保証、カスタマーハラスメントへの対応	

個別地域ケア会議

はないずみ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見てきた地域課題	備考
1	4月3日	①③	施設入所料金を滞納している対象者とその妻(外国人)の生活支援について	妻・叔父・施設相談員・社協自立相談支援員・包括	花泉	包括	継続	言葉が不自由な外国人の生活支援 繋がる窓口が少ない	令和2年度より継続
2	6月4日	①②③	認知症の独居高齢者の施設入所に伴う身元引受人の確認と借家の退去に伴うゴミの片付けについて	姪・生活保護ワーカー・老健相談員・認知症支援地域推進員・包括	花泉	包括	新規	身寄りのない高齢者の賃借物件に係る後始末	
3	6月28日	①③	対象者の入院費の滞納についてと今後の支援の方向性について	次男・居宅・社協自立相談支援員・病院MSW・包括	花泉	包括	新規	生活困窮世帯の入院による滞納 経鼻栄養者の施設入所困難	
4	7月14日	①③	アルコール依存症で入院中の対象者の退院へ向けての支援体制について	本人・妻・主治医・看護師長・病棟看護師・MSW・支所保健師・支所福祉課・居宅・包括	花泉	病院	新規	独居高年男性のアルコール依存症に係る支援及び社会や地域での孤立	病院主催
5	7月15日	①②③	母親の急逝により、独居となる知的障がい30代息子の今後の生活と多頭飼いの猫の保護について	障がい支援員 障がい支援事業所 支所福祉課 包括	花泉	障がい支援事業所	新規	動物の多頭飼い、飼い主亡き後の動物の保護について 保護者他界後の知的障がい者等の支援	障がい支援事業所主催※包括は母親の支援での関わりから出席
6	10月13日	①③	多重債務がある認知症独居高齢者の支援について	本人・姪・弁護士・居宅・包括	花泉	包括	新規	判断力が低下している高齢者の借金問題	
7	11月16日	①②③	過去に虐待疑いのあった認知症の母親と県外住所の生活保護受給の同居長男との支援について	支所福祉課、交番、民生委員 包括	花泉	包括	新規	地域から孤立している家庭 住所が不明である方の支援	
8	12月6日	①②③	窃盗などの軽犯罪を繰り返す、更生自立センターから退所する統合失調症の方の再犯予防及び地域での生活支援について	本人、支所保健師、障がいプラザ、障がい事業所、包括	花泉	障がい支援事業所	新規	金銭管理ができないことによって計画的に生活ができずに生活困窮に繋がるケースの増加	障がいプラザ主催
9	12月15日	①②③	犯罪被害者となった40代の統合失調症の方の今後の地域支援について	本人、家族、社協自立相談支援員、支所保健師、病院、障がい相談員、居宅、包括	花泉	包括	新規	精神疾患のある方の地域での支援	自立支援相談主催※居宅、包括は祖母(現入所中)の支援での関わり
10	1月13日	①③	生活保護の2号被保険者で身寄りがいない方の今後の支援の方向性について	市生活保護担当、支所福祉課、居宅、包括	花泉	包括	新規	身寄りがいない方の施設入所に係る保証人 入所に際して、借地に立つ自宅家屋の場合の処分方法	
11	3月28日	①③	金銭管理ができず日常生活自立支援事業を利用中であるが、支援員に対して威嚇や暴言があり対応に苦慮しているケースについての対応について	市生活保護担当、法テラス弁護士、日常生活自立支援相談員、居宅、包括	花泉	包括	新規	粗暴行為や犯罪歴がある方への支援者の関り方 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行のタイミング	

ひらいずみ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見てきた地域課題	備考
1	5月19日	①②③	夫認知症、妻理解力が低く、集中力が続かない 夫の病気になる理解もできず怒鳴り合う 糖尿病もあるが薬を中断してしまう 同居している息子も、父に飲酒させるなど理解が難しい家族	居宅ケアマネ、訪問看護、訪問介護、民生委員、保健センター次長・保健師、包括2名	平泉町	包括	新規	認知症から健康管理ができない お金の管理ができず生活困窮 息子の借金問題	NO1.2.4は同一家族です。
2	9月22日	①③	【No.1の継続】夫が精神科病院入院退院に向けて病状説明と、本人、家族に意向の確認 金銭問題(息子借金ありローンや親からお金をもらい知人に渡している)や虐待を防ぐため、現状理解をしてもらうため	精神科主治医・看護師・医療ソーシャルワーカー、妻、長男、居宅ケアマネ、保健センター保健師、包括	平泉町	町	継続	認知症から健康管理ができない お金の管理ができず生活困窮 息子の借金問題	
3	9月29日	①③	精神疾患あり、自宅が他者のものとなるため町営住宅へ入居予定だったが弟(三男)が拒否し、弟(次男)宅へ移り住むも、弟妻とも折り合い悪く本人のサービス利用拒否もあり介護者が疲弊 施設入所などの検討	親族、保健センター次長、居宅ケアマネ、包括2名	平泉町	町	新規	知的な精神疾患があり、家族と不和状態 介護負担や介護拒否がある	
4	11月18日	①③	【No.1、2の継続】No.1、2の家族夫婦の生活を守る為成年後見制度についての情報提供、金銭管理について	本人、妻、長男、親族2名、一関社協相談支援員、平泉社協社福士、居宅ケアマネ、保健センター保健師、包括2名	平泉町	町	継続	認知症から健康管理ができない お金の管理ができず生活困窮 息子の借金問題	
5	11月25日	①③	認知症の母親と同居夫婦のDVと生活困窮について今後の支援方針を検討	一関保健所主任主査・主任・子育て支援、一関警察署生活安全課、一関社協生活支援課2名、平泉社協社福士、保健センター所長、町民福祉課課長補佐・主任主査、包括2名	平泉町	町	新規	多問題 母認知症、長男身障(ストーマ)、長男妻認定は受けていないが判断力や就労ができない等のため生活困窮	

個別地域ケア会議

しづたみ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見えてきた地域課題	備考
1	5月14日	①②③	触法高齢者の今後の生活の場など	本人、家族、病院、保健福祉課、障がいSW、包括	大東	包括	新規	通院等に要する交通手段、触法高齢者への支援等について	
2	6月7日	①②	家族不和への対応について	保健福祉課、GH、包括	大東	包括	新規	身元引受人等について	
3	6月11日	①②	認知症状が悪化したケースの対応方法及び介護者等支援について	保健福祉課、CM、包括	大東	包括	新規	介護や認知症に対する理解不足の介護者等への支援	
4	6月17日	①②	【No.1、2の継続】上記2ケースの継続検討	家族、親族、民生委員、保健福祉課、GH、包括	大東	包括	継続	身元引受人等について	
5	12月27日	①②③	【No.1の継続】上記1ケースの継続検討	本人、家族、病院、保健福祉課、障がいSW、包括	大東	包括	継続	通院等に要する交通手段、触法高齢者への支援等について	
6	1月18日	①②③	在宅生活が困難になってきた方の今後の生活等について	本人、家族、親族、民生委員、保健福祉課、包括	大東	包括	新規	環境的にも困難になっている方への対応について	
7	2月14日	①②③	身寄りがない方への支援について	親族、民生委員、区長、保健福祉課、福祉事務所、包括	大東	包括	新規	身元引受人等について	

一関東部地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見えてきた地域課題	備考
1	6月30日	①②	支援者間のネットワーク構築、在宅生活継続にかかる支援体制の確認	親族、民生委員、保佐人(司法書士)、介護支援専門員、訪問介護管理者、支所保健福祉課、包括	室根	包括	新規	相続人＝葬祭人(喪主)という慣習が根強く、また、相続人が身元保証人を兼ねていることが多いため、相続人がいないと身寄りがなくなり、サービス利用しづらくなる	
2	7月21日	①②	関係機関の支援内容の共有、支援方針の決定と役割分担	元雇用先、身元保証サービス、介護支援専門員、生活支援ハウス指定管理者(施設長)、行政、包括	室根	包括	新規	知的障がい、認知機能に障がいがある人を職場で支援してきた経緯がある場合、職場都合や本人の高齢化などにより、その支援が途絶えることがある	
3	10月25日	①	知的障がい者であった方が、職親のもと住込生活をしてきた職親、知的障がい者の本人がそれぞれ高齢者となり、現在の生活スタイルを継続できるか懸念関係者間で情報共有した	職親(の配偶者)を支援する居宅介護支援事業所の介護支援専門員、支所保健福祉課職員(職親の担当係、高齢福祉部門)、東部包括職員	川崎	包括	新規	同上	

ふじさわ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	個別会議から見えてきた地域課題	備考
1	4月30日	①②	母認知症、子精神疾患、身元保証なし、困窮の事例への支援 子から暴力を受け、子が精神科病院へ入院したことを機に今後の支援について検討	保健福祉課保健師、ケアマネ、相談支援専門員、包括	藤沢	包括	新規	親戚や地域住民への深刻な迷惑行為により孤立し、本家や近隣からの支援も望めない身元保証なしの世帯に対する支援の難しさ	
2	5月28日	①②	パーソナリティ障害・アルコール依存の本人と、その方の知人(千厩在住、軽度知的、触法)との間で多発するトラブルに関する対応を検討	藤沢保健福祉課保健師、千厩保健師、包括	藤沢	市	新規		
3	7月12日	①	【No.1の継続】母認知症、子精神疾患、身元保証なし、困窮の事例への支援を検討	保健福祉課保健師・障がい担当、相談支援専門員、包括	藤沢	包括	継続		
4	8月30日	①②	難病・精神疾患で要介護5、単身生活、家族関係不良の事例の、老健退所後の生活について検討	ケアマネ、一関社協日自担当、老健、包括	藤沢	包括	新規	肢体不自由による要介護5で単身生活の方への介護・障がいサービスが地域には足りず、調整が難しい	
5	9月6日	①②	【No.1、3の継続】母認知症、子精神疾患、身元保証なし、困窮の事例への支援を検討	保健福祉課保健師、ケアマネ、ヘルパー、特養、包括	藤沢	包括	継続		
6	10月21日	①②	アルコール依存の夫からDVを受け避難している妻の入所先や生活、対応に関する検討	本人、家族、保健福祉課、婦人相談員、福祉事務所、一関社協生活困窮、包括	藤沢	市	新規		
7	11月19日	①	【No.6の継続】DV加害者であるアルコール依存の夫への支援について検討	保健福祉課、包括	藤沢	市	継続		
8	1月13日	①	【No.1、3、5の継続】認知症、身元保証なし、困窮の事例への、施設入所に向けて課題の検討	ケアマネ、特養、包括	藤沢	包括	継続	身元保証がなく施設入所が進まない事例への支援の難しさ	
9	1月20日	①	【No.6、7の継続】家庭状況に大きな変化があり、本人の今後の経済状況や生活に関する検討	本人、家族、保健福祉課、包括	藤沢	市	継続		
10	3月30日	①	【No.1、3、5、8の継続】認知症、身元保証なし、困窮の事例への、施設入所に向けて課題の検討	ケアマネ、特養、包括	藤沢	包括	継続		

日常生活圏域(地域支援会議等も含む)

※分類 ①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発⑤政策の形成

さくらまち地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	11月5日	②③④	地域の現状と課題の共有、解決・解消に向けた方法の検討	地域での困りごとから、現状の課題を発掘 解決・解消に向けてどんな方法があるか検討	民生委員、生活支援コーディネーター、包括	一関1	包括	新規	・生活面について(雪かき、ゴミ出し、通院・買い物支援等についての対策) ・地域の活動が不活発となっている現状について	

一関西部地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	1月10日	②③④	認知症に関する支援の現状について	認知症支援	警察、消防、長寿社会課、福祉課、認知症疾患医療センター、居宅事業所協議会、社会福祉協議会、委託包括、直営包括	一関1 一関2	市	新規	なし	直営包括 共催

はないずみ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	7月20日	②③④	地域資源(社会資源)の確認	参集事業所において現状抱えている問題について共有する	市担当者、保健師、各居宅介護支援事業所、障がい支援員、社協職員、医療関係者、サービス事業所、包括 生活支援コーディネーター	花泉	市	新規	なし	
2	9月14日	①②③④	地域資源(社会資源)の確認 困難ケース検討(障がい支援事業所担当)	障がい支援事業所を利用している方の事例についての共有及び障がいサービス利用者の介護保険制度への移行について協議する	市担当者、保健師、各居宅介護支援事業所、障がい支援員、社協職員、医療関係者、サービス事業所、包括 生活支援コーディネーター	花泉	市	継続	なし	
3	11月10日	②③④	地域サービスについての確認 生活保護制度について勉強会	一関市における生活保護受給状況の確認及び生活保護の基本的な知識	市担当者、保健師、各居宅介護支援事業所、障がい支援員、社協職員、医療関係者、サービス事業所、包括 生活支援コーディネーター	花泉	市	継続	なし	

ひらいずみ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	10月21日	②③④	身寄りのない方への対応について、病院での対応、支援する制度・事業について情報提供 グループワーク実施	身寄りのない高齢者は周囲に支援・援助する人がいないため生活、医療、福祉サービスなど支障が生じる事がある 単に身寄りがいないだけではなく、家族や身内と連絡が取れない、協力が得られないため対応が難しいケースも増加しており、具体的な対応を学び地域課題について共有を図っていく	弁護士、県高齢者総合支援センター、病院相談員、区長、民生委員、特養相談員・老健相談員・デイ、グループホーム、居宅介護支援事業所、訪問介護、平泉社協、介護保険課、西部包括、町民福祉課、保健センター・生活支援コーディネーター、平泉包括	平泉町	町	新規	・人生会議の普及啓発 ・身寄りのない困難ケースでは関係機関と地域で役割分担	
2	3月10日	②③④	高齢者虐待対応について研修(講義・演習)、人生会議普及啓発について情報提供	高齢者が安心してその人らしい生活を継続するため、講義、事例を通し虐待が疑われる場合の相談・通報手順について、多職種間で共有を図っていく	社協、シルバー人材センター、居宅介護支援事業所、特養、老健、グループホーム、訪問看護、訪問介護、包括、保健センター	平泉町	町	継続	・養護者による高齢者虐待防止対応マニュアルの普及啓発 ・高齢者虐待防止に向けての対応	

しづたみ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	5月21日	①②③	東山地域支援会議内 ・新型コロナワクチン接種について ・一関市高齢者福祉サービスについて ・会議日程について ・各事業所より	高齢者福祉サービスの増減等、地域の活動団体の動きなど	保健福祉課課長、同係長、同保健係長、居宅CM5名、生活支援CD1名、包括3名	東山	市	継続	なし	
2	7月15日	①②③	東山地域支援会議内 ・新型コロナワクチン接種について ・認知症あんしんガイド概要版について ・国の避難情報の改正について ・各事業所より	認知症事業等について 避難情報等について	保健福祉課課長、同係長、同保健係長、同課主事、認知症地域支援推進員1名、居宅CM5名、生活支援CD1名、包括2名	東山	市	継続	なし	
3	11月17日	①②③	大東町地域支援会議内 ・高齢者福祉サービスについて、情報交換、ケース検討等	地域の状況等について	保健福祉課課長、同係長、社協1名、居宅CM6名、特養1名、病院1名、生活支援CD1名、包括1名	大東	市	継続	なし	
4	11月18日	①②③	東山地域支援会議内 ・新型コロナウイルス接種について ・医療費控除・障害者控除について ・SOSネットワーク事業について ・各事業所より	SOSネットワーク事業について 除雪について	保健福祉課課長、同係長、社協1名、居宅CM5名、生活支援CD1名、包括2名	東山	市	継続	なし	

日常生活圏域(地域支援会議等も含む)

一関東部地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参加者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	11月2日	③	地域支援会議の説明、一関市高齢者福祉サービス事業の説明、参加者が所属する団体等が実施する高齢者支援状況について情報共有を行った	参加者内でそれぞれが実施している事業内容とその実績など情報交換がされたものの、具体的な地域課題の検討に至らず (東部包括からは、身寄りのない方のサービスが円滑に提供できていない事例が多いことを挙げている)	川崎寿松会、行政区長会、社協、生活支援コーディネーター、支所保健福祉課、東部包括	川崎	市	新規	なし	
2	12月8日	③	【No.1の継続】前回会議の振り返りを行ったあと、地域課題の抽出に向けて意見交換を行った	支援が必要であるケースが窓口につながった時点で重度化していること、訪問介護事業所がないこと、移動手段、相談窓口にたどりつかない等、様々なテーマが出されたが、地域課題の検討に至らず	川崎寿松会、行政区長会、社協、生活支援コーディネーター、支所保健福祉課、東部包括	川崎	市	継続	なし	
3	3月11日	③	【No.1、2の継続】前回会議の振り返りを行ったあと、地域課題の抽出に向けて意見交換を行った	移動手段の問題(通院手段なのか買い物手段なのか整理する必要あり)、老人クラブや自治会などの組織維持ができなくなってきた、ごみ収集にかかる支援など、様々なテーマが出されたが、地域課題の検討に至らず	川崎寿松会、行政区長会、社協、生活支援コーディネーター、支所保健福祉課、東部包括	川崎	市	継続	なし	

ふじさわ地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	検討した地域課題	参加者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	提言する政策課題	備考
1	4月20日	②	地域支援会議		保健福祉課、藤沢病院医師、看護師、町内介護保険サービス事業所、包括	藤沢	市	新規	なし	
2	4月20日	②	藤沢地域医療福祉連携会議		保健福祉課、藤沢病院職員、包括	藤沢	市	新規	なし	
3	5月14日	②③	障がい者施設入所者への支援	障がい者施設入所者が入院介護保険申請の流れと介護保険施設への入所についての流れとそれぞれの担当部署の役割について検討	保健福祉課、病院看護師等、障がい者施設職員、包括職員	藤沢	包括	新規	高齢となった障がい者施設入所者が、病氣治療で入院となった際の介護保険申請と介護保険施設への入所	
4	7月15日	②③	身寄りのない方への支援「生活保護」	令和3年度、藤沢地域内の介護サービス事業所は「身寄りの無い方への支援」をテーマに研修・協議この回は生活保護制度について研修を行った	保健福祉課、藤沢病院看護師、町内介護保険サービス事業所、包括	藤沢	市	継続	身寄りのない方の施設入所や入院の際の身元保証について	
5	10月12日	②③	【No.4の継続】身寄りのない方への支援「身元保証サービス」	「身寄りのない方への支援」の研修の一環として民間の身元保証サービスについて研修	保健福祉課、藤沢病院看護師、町内介護保険サービス事業所、包括	藤沢	市	継続	身寄りのない方の施設入所や入院の際の身元保証について	

日常生活圏域を超える(東西包括レベル)

※分類 ①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発⑤政策の形成

一関西部地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	備考
1	12月1日	②③④⑤	テーマ「身元保証・身寄りの必要性とは何か～身寄りがなくても安心して暮らせる地域へ～」 (1)状況報告 各団体より現状報告 サービス事業所・医療機関・行政ほか (2)説明・助言 岩手弁護士会 (3)質疑応答 (4)意見交換	一関地域および花泉地域、平泉町の民生児童委員の代表、サービス事業所(通所介護、訪問介護、特別養護老人ホーム)一関西部居宅介護支援事業所協議会、医療相談員、一関市社会福祉協議会、一関市(保健福祉部長寿社会課、福祉課、都市整備課)、平泉町保健センター、一関地区広域行政組合介護保険課、地域包括支援センター職員、岩手弁護士会	西部	基幹包括	継続	

一関東部地域包括支援センター

No.	開催日	分類	内容(簡潔に)	参集者	日常生活圏域	主催者	新規・継続	備考
1	1月27日	②③④⑤	テーマ「身寄りのない高齢者に係る介護サービス利用円滑化を考える」 (1)導入資料・事前アンケート結果の説明 (2)情報共有・意見交換 (3)助言者のコメント	一関東部地域居宅介護支援事業所協議会、一関東部地域通所介護・訪問介護部会、認知症対応型共同生活介護事業者、特別養護老人ホーム事業者、老人保健施設事業者、一関市役所支所保健福祉課、岩手県社会福祉法人経営者協議会、家賃保証業務事業者(書面のみ)、東部地域包括支援センター	東部	基幹包括	継続	オンライン会議

令和3年度 一関地区広域行政組合ケアマネジメント検証委員会 及び自立支援型地域ケア会議の開催実績について

1 検証対象、目的

(1) ケアマネジメント検証委員会

要介護1～5の利用者で、国の示した基準回数を超えて訪問介護（生活援助中心型）を利用しているケースを対象に実施。

検証の目的は、サービス支援が自立を阻害していないか、必要な支援が実施されているかを確認することで、自立（生活改善の可能性）支援及び介護予防、重度化防止のために多職種協働による多角的手法を展開するもの。

該当するケアプランを作成した指定居宅介護支援事業所は保険者に届け出ることとなっており、届け出されたケアプランを検証する。

(2) 自立支援型地域ケア会議

要支援1・2及び事業対象者のケアプランを対象として実施。

検証の目的は、自立支援に向けたケアプランとサービス提供の在り方を検討すること。（「お世話型」から「自立支援型へ」）

管内地域包括支援センターが担当するケアプランから対象を抽出して実施。

2 検証方法

(1) 事業所から提出されたケアプランを多職種により検証。

(2) ケアプラン作成者及びサービス提供事業所の出席を求め、助言。

3 開催状況

	開催日	検証件数	備考
第1回	令和3年7月1日	2	ケアマネジメント検証委員会 1件 自立支援型地域ケア会議 1件
第2回	令和3年11月11日	2	ケアマネジメント検証委員会 1件 自立支援型地域ケア会議 1件
第3回	令和4年1月14日	2	ケアマネジメント検証委員会 2件
	計	6	

令和3年度認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動実績について

1 令和3年度認知症初期集中支援チームにおける協議等活動状況

○普及啓発・協力依頼

内容
<ul style="list-style-type: none"> 支所保健福祉課、地域包括支援センター、県立南光病院と情報交換。 民生委員児童委員定例会での事業周知。

○令和3年度チーム実績

	西部	東部
相談件数（令和3年度新規把握数）	29件	14件
訪問件数（継続ケースを含む）	実8件 延べ22件	実14件 延べ20件
チーム員会議の開催回数	6回	6回
チーム員会議で協議した実人数	5人	3人
チーム員会議で匿名相談した人数	4人	2人

○チーム員会議の内訳（件数）

分類 開催日	西地域					分類 開催日	東地域				
	新規	継続	その他	モニタリング	合計		新規	継続	その他	モニタリング	合計
5月14日	0	1	0	2	3	5月12日	1	0	1	0	2
7月9日	1	1	1	0	3	7月14日	0	1	3	1	5
9月10日	1	2	1	0	4	9月15日	0	1	2	0	3
11月19日	0	2	2	0	4	11月10日	0	0	2	0	2
1月14日	2	1	1	0	4	1月12日	0	0	2	1	3
3月4日	0	3	1	0	4	3月9日	2	0	0	0	2

※その他…匿名相談など ※モニタリング…チーム支援終了後、再度情報共有や協議したケース

○チーム員会議で協議したケースの概要

	西地域	東部地域
概要	<p>【1例目】 チーム員会議：5月、7月、9月（R2年度継続） 参加者：チーム医、チーム員、担当包括80代女性 長女夫婦と同居 物の置き場所を忘れる等の症状が出現。同居長女に対する物盗られ妄想が強く、興奮し暴力的になることもある。近隣との交流も減少。現在「事業対象者」の認定を受け、通所デイ利用。</p> <p>検討内容 専門医受診および外来看護師による相談対応、服薬管理について、家族の会等の提案。</p> <p>介入後の状況 介護保険申請し「要介護2」となる。南光病院受診し「軽度認知障害」の診断を受け服薬治療開始。認知症看護認定看護師にて家族相談対応。意欲低下あり介護サービスには繋がらず。</p>	<p>【1例目】 チーム員会議：5月、7月、9月、R4.1月 参加者：チーム医、チーム員 80代男性 娘家族と同居 娘の相談から認知症が疑われるケース。本人物忘れの自覚はあるが、家族からの促しでは専門医受診が困難。</p> <p>検討内容 受診行動に向けた介入方法の検討。</p> <p>介入後の状況 初期集中支援チームの対応は終了。 ※服薬開始となり、サービス利用の必要性が低く、家族の見守り体制ができている。</p>

<p>概要</p>	<p>担当包括と情報共有し、必要時認知症地域支援推進員も対応していく。</p> <p>【2例目】 チーム員会議：7月、9月、11月、R4. 1月 参加者：チーム医、チーム員、担当ケアマネジャー 80代女性 3人姉妹で同居 要支援1 幻視幻聴、徘徊、「殺される」と不穏になることも多々あり。主介護者の妹の介護負担が増大。かかりつけ医があるも受診間隔は空いており、また服薬管理も不十分である。区分変更し要介護1となる。</p> <p>検討内容 かかりつけ医による認知機能検査の実施、専門医への受診、関係機関との情報共有。</p> <p>介入後の状況 専門医受診、約2か月間の入院となる。退院後は医療保険による訪問看護を利用し、状態は安定している。本人支援中、同居妹の認知機能低下も著しく、医療機関受診に繋げ、居宅介護支援事業所と連携し支援を行う。</p> <p>【3例目】 チーム員会議：9月、11月、R4. 3月 参加者：チーム医、チーム員、担当包括 80代男性 妻と二人暮らし 要介護3 別居次女より相談あり。認知機能低下が見られるも、妻が受診拒否をしている。排泄の失敗や徘徊あるが、妻は人を家に入れたがらず支援の拒否が強い。家族内で介護を完結させたい意向であり、娘たちも支援に消極的である。</p> <p>検討内容 次女から妻の体調確認も行いつつ、適度な距離での見守りを続け、各種サービス利用を促していく。家族支援。</p> <p>介入後の状況 妻は体調悪化し入院となる。介護認定を更新し、要介護4となる。看護小規模多機能の短期利用、グループホーム入所が決定し支援終了。</p>	<p>【2例目】 チーム員会議：R4. 3月 参加者：チーム医、チーム員 70代男性 独居 遠方で暮らす息子の相談から認知症が疑われるケース。本人は物忘れの自覚はあるものの、独居のため、詳細なアセスメントが困難。</p> <p>検討内容 かかりつけ医はあるが、同意が得られないため専門医受診につながっていない。受診行動及びサービス利用に向けた介入方法の検討。</p> <p>介入後の状況 友人らインフォーマルでの支援が行われており、本人の暮らしは保たれているため、長男と情報を共有しながら、モニタリングを継続する。</p> <p>【3例目】 チーム員会議：R4. 3月 参加者：チーム医、チーム員 70代男性 独居 兄弟の相談から被害妄想（精神疾患）か認知症が疑われるケース。近隣に対する物盗られ妄想や、妄想から家電製品を不必要に廃棄するなどの行動あり。専門医受診につなげたいが本人に拒否あり。被害妄想が発端と思われる身体症状が出現した時のみ受診しており、かかりつけ医が定まっていない。</p> <p>検討内容 受診行動に向けた介入方法を検討。</p> <p>介入後の状況 チーム員会議で協議した内容を家族と情報共有し、本人に専門医受診に向けたアプローチを行う。</p>
-----------	--	---

<p>概要</p>	<p>【4例目】 チーム員会議：R4. 1月、R4. 3月 参加者：チーム医、チーム員、担当包括 90代女性 独居 同敷地内に息子夫婦在住 介護認定未申請。定期通院なし。被害妄想あり、他人に対し攻撃的。身支度や食材の管理が困難になりつつある。</p> <p>検討内容 健康診断等を理由に受診につなげる。</p> <p>介入後の状況 担当包括にて家族や本人の状況確認を続けている。</p> <p>【5例目】 チーム員会議：R4. 1月、R4. 3月 参加者：チーム医、チーム員、担当ケアマネジャー 80代女性 夫と二人暮らし 要支援1 次女より介護サービスを利用させたいと連絡あり。物忘れ、記憶障害あり、認知症の薬を処方されているが受診は不定期。夫も体調不良あり。キーパーソンは別居次女となっている。</p> <p>検討内容 専門医の受診、生活歴や精神面のアセスメント、介護サービスの調整。</p> <p>介入後の状況 居宅介護支援事業所にてサービス導入および支援中。</p>
-----------	---

2 チーム員会議で協議したケースの状況

【年齢(人)】

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～90 歳	90～歳
西部	0	0	0	2	2	1
東部	0	0	2	0	1	0

※介入時

【把握契機(人)】

	家族(別居含む)	居宅介護支援事業所	包括	民生委員	警察	その他
西部	2	0	2	0	0	1
東部	2	0	0	0	0	1

【認知症高齢者の日常生活自立度(人)】

	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
西部	0	1	2	1	0	1	0
東部	3	0	0	0	0	0	0

【介護認定(人)】

	未申請	事業対象者	要支援1～2	要介護1	要介護2	要介護3
西部	1	0	2	1	0	1
東部	3	0	0	0	0	0

【介護保険サービス利用状況(人)】

	介入時		介入後		
	未利用	利用中	利用継続	利用開始	利用無
西部	5	0	0	3	2
東部	3	0	0	0	3

【定期受診の有無(人)】

	有	無	介入後認知症治療開始
西部	3 (0)	2	1
東部	3 (1)	0	1

※整形・眼科除く

※()内は専門医

【対応結果(人)】

	専門医につながった	介護につながった		見守り継続
		サービス利用	ケアマネ支援(再掲)	
西部	2	3	1	2
東部	1	0	0	2 (内、対応中1)

令和3年度 認知症地域支援推進員の活動状況

1 相談業務

	西地域	東地域
訪問	初回 44 件 延べ 97 件	初回 6 件 延べ 23 件
相談	初回 41 件 延べ 110 件	初回 24 件 延べ 64 件

2 家族会への支援

家族の困りごとや介護の負担軽減と同じ悩みで参加した方の情報交換・相談を実施。

団体名	参加状況等
一関地区認知症の人と家族の会	10 回 延べ 33 人（西部及びさくらまちが参加）

3 認知症カフェ支援

地域で開催している認知症カフェへの運営支援及び情報提供・個別相談の実施。

西地域		東地域
いこいカフェ ほほえみカフェ平泉 華カフェ（休止） さんサンカフェ コープサロン	いこいカフェ お茶っこ広場（休止） とき刻のカフェ（休止） コープサロン	認知症について語り合うお茶会 ひなたぼっこ（休止） ことぶきカフェ ほっこりカフェ
17 回 105 人		15 回 194 人

4 認知症サポーター養成講座

地域・学校・市民センター・企業等からの要望があり開催。

また、市民センター、自動車学校等から依頼があり実施している。

西地域	東地域
20 回 366 人	19 回 426 人

5 認知症の理解・対応などに関する講話

地区の老人クラブ・サロン・高齢者学級など各組織からの要望に応じて講話を実施。

各種イベントへの参加。

西地域	東地域
11 回 延べ 127 人	21 回 延べ 313 人

6 認知症に関する情報提供

認知症地域支援推進員通信を発行し、各支所、市民センター、福祉センター、薬局に配布。

通信設置場所	150 カ所
--------	--------

・管内図書館（9カ所）でアルツハイマー月間の9月前後に認知症特別展示を実施。

7 関係機関との連携

民生委員定例会、個別ケア会議への出席、認知症施策に関する関係者会議への出席。

西地域	東地域
82 回	12 回

- 8 認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーター定例会
活動状況、課題等を出し合い、情報交換及び今後の活動について話し合いを実施。
- 9 キャラバンメイト連絡会への協力

活動状況	キャラバンメイト連絡会 開催なし
------	------------------